

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題がインターネットにはなっていたとは、少しも知りませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一日の早く、この問題を解決できたこととせよ、と
う望みます。しかし、昨年経理の5月期の決算
金を根拠に年金額を計算する方法には、限界
があるのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ③ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ④ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(しでいる)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然在任時から記録の不完全性について認識していた。
記録の正確さは、最終的には担当者のそれぞれの管理の
問題に帰するから、完全にこれを回避することは、不可能な
事と考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分の担当の場、取扱い改善の方向性を見定め、
現時点で、この問題は、現在と違えば与野党の政争の具とな
れぬため、ヒステリックになり、問題の解決もいたがうに難い
としている。
また、その原因は社会保険庁取扱いの取扱いに対する個人的な無責任
も理由とするがことは、強私と断言はできない。
違えば現在も政権党が自分の力か問題も解決が出来る
言明は、今後国民の不信と一層拡大する恐れあり、

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

失礼をい

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

従来から社会保険庁が即ち決定した方途も、今後更に
確定とせよと云ふこと、及びその方途に於ける国民の理解も
得よと云ふこと、
いかに早く等価量位も決めること、年金支給も云ふことは
必要だと云ふこと、

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の社会保険庁年金記録対策部では、記録の最大の改善は初年度の年金関係の事務処理の効率化です。

しかし、被保険者の保険料滞り、年金記録の管理など通常の社会保険事務処理においても、オンライン化事務に対する同等の対応能力と知識能力が必要とされています。

年金記録の管理以外の業務についても適切な体制を整備する必要があります。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

社会保険庁の新体制では最も心配していることです。

従来社会保険庁の職員は、業務の範囲が他の国庫公務員と比べて狭いものが多くあり、この機会に徹底的に修正する必要があります。

年金記録問題については、年金制度に対する国民の信頼を失っており、民間企業にも対策に行くべきです。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は厚生年金保険法等個別法律に基づく年金
が正しいかという認識の問題であり、個別法律を越えた年
金制度全体の問題に発展する恐れがあるという認識は年金関係者
いわゆる年金記録問題という認識も持ったのは大く日刊紙
や多数の年金保険者が誤った減額を受けているという報道を
流すようになってからである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個別の制度と対策は正しいと思う。事実関係と正確な認識に基
きながら、すみやかに現行制度に照って対応すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録にはタッチしたことがないので、これまで世間一般に知られていない問題というのは何も知らない。
このカテゴリーには入らないと思うが、社会保険庁課長の時、業務課の招きで、下高井戸の庁舎を視察した際、倉庫に案内され、大量の紙台帳を見せられ、これは、まだコンピュータに入力されていない記録で、もてあましているが、標準報酬のインフレによるみなし措置などが降ぜられているので問題はないと思っているという説明を受けた。その記録がどんな種類のものだったかは正確に記憶していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大量の記録ミスの発生原因は、①被用者保険は、事業主→社会保険事務所→社会保険庁、国民年金は、被保険者本人→市区町村→社会保険事務所→社会保険庁という多重構造のシステムであったこと、②記録の保管主体・記録媒体の変更による度重なる大量の転記、③総番号制の早期導入失敗、④効率的な組織構築ができなかったこと(地方事務官制、国民年金における市区町村の曖昧な位置づけ、とくに厚揚げた国民年金印振替付制の救済)、⑤無責任(国まる自給劣、全厚生職員の異動と労務管理の不在などである。もしこれらの要因のうち現在でも解消されていないものがあれば、即時手を打つことが今後の記録ミスの発生予防のために有効であるが、過去の記録ミスの解消にはつながらない。現在行われている保存されている紙台帳・テープ・マイクロフィルムなどとの照合、住民台帳や戸籍との照合、本人によるチェックなどを丹念に行う以外に方策はあるまい。国民から申し立てによる安易な救済は、不公正との批判を招きかねないので、慎重に対応すべきである。国民年金保険料の異常な低納付率、一部企業の被用者保険適用の回避行動なども許容限度を超えていると見られるので、保険料納付義務を忠実に果たしてきた多くの国民の権利を尊重しながら、基礎年金の収方式への切り替えと併せて、無年金者の救済措置を講ずるという選択が残されていないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会やメディアで取り上げられるまでは全く知らなかった。
年金の記録業務は、拠出側の長期保険である以上、極めて重要な業務であるという認識は持っていたと思うが、直接、年金記録の作成や管理の業務に携わったことがなかったので、担当部門(当時は社会保障庁業務課)、受付・経由に当たる社会保障事務所・市町村で正確・適切に処理されていると思っていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の裁定や記録につて権限も責任もなく、それらの担当部門と同じ庁舎内にいたこともないわけだが、少なくとも年金制度の運営にはタッチしていたわけだから、もっと記録について関心を持ち、目を向けるべきであつたと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進められている諸方策を地道に進めていくほか(必要)に思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の入力・管理などの実務について、
より重視する姿勢が必要ではなかった
かと、今となっては、そう考えさせられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ② 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 o. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、昭和40年4月に退職し、その年金加入の記録が不明で、年金受給が困難な状態に陥りました。年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。

年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。

年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私は、社会保険事務所側において、年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。

年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。

年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。年金加入の記録が不明なまま、年金受給が開始されたため、年金の支払いが滞り、生活に大きな影響を及ぼしました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の入居する、昭和16年を建設した国民住宅の竣工時であり、反共運動の人達から年金の廊下(国民住宅の廊下)に置いて降り、そのうち年金の記録が所々にあり、(年金の記録が所々にあり、)と云う町長(町長)の再配分)でいるような時期で、年金の記録、年金の記録と云う記録とか、年金の基盤と認識してあります。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録問題については、国や市で、年金の記録の整理と、これから年金の記録を整理して、年金の記録と云うこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

証拠(納付)があることを確認するための
 対策を講ずるべきだ。年金帳には、国民
 年金、厚生年金保険の記録があり、この2
 義務を果たしている。全て役所が正しいとい
 のは問題だ。年金の多納りは将来の年金に
 納付しない人々にもいえる。多納る年代
 になって戻ってきたのはおかしい。納付記録の
 通知は注意されるため、問題が起る前に職員の注意を
 つけたかどうかは要する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が起きたとは思って
いなかった。認識はない。1. 問題が存在
するまでは新聞で初めて知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識していなかった。対応はない。
反省点
長官以下 上位の役職についていたキヤリア官僚が
部下に対するリーディングを怠っていた。その
理由として、部下の受けのいい上司がマスコットを
評価していたこと、キヤリアに社会保険事務所の
現場での経験がなく、人は楽な方を選んでいるとありに
かなうようだったこと、キヤリアが役職について
も期間が短く、部下を掌握できなかったこと、社会
保険事務所の職員に自分達が制度を動かしているという意識が
ない、自己利益のみを考えていること、社会保険を知らないこと
ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたにご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間に知られていないかどうか定かではないが、被保険者・事業主の事情に起因する事実と反する届け出が年金記録問題の原因となっている。

①金融業等では、同業他社に再就職する際に前勤務先を隠した方が採用されやすいという事情があり、結婚改姓を伴う場合には、記録がつながらない原因になる。

②厚生年金において、事業主と被保険者が合意の上、標準報酬を過少申告するケースがあり、会計検査院の検査で指摘事項になったことがある。(昭和62年頃)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法治国家であるという原点に立ち、肅々と、法に則って適正に処理する。誤りは可能な限り修正する。という考え方で臨むべきである。

ただし、誤りが放置されたことによる不利益の救済としての時効の特例法および立証責任に関する特例法を設けるべきである。

期間は、何十年かかっても実行すべきである。

費用対効果を考えて、対象事案を仕分けするのであれば、対象選定、その方法、処理期間等の考え方について、政治主導で、かつ、与野党合意の上決定すべきである。

国民の権利の問題であり、かつての国民年金保険料未納問題のように、政党間の党利党略の問題にすべきではない。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(していた)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①質問1の②に記載した標準報酬の意図的過少申告を会計検査院に指摘されたことが昭和62〜3年ごろあったと記憶しているが、この際、年金記録への影響に関し問題意識を持った。

②しかし、役所側における入力ミスや改ざんという点については、認識を持たなかった。仮に、入力ミス等があっても年金裁定時に、記録が照合され、申請と相違があれば是正されるか、争いがあれば、社会保険審査会等の不服申し立て審査等によって解決されると考えた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の①については、具体的対応は記憶していないが、法に則り、時効不成立の範囲内で是正されたと考えていた。

質問3の②については、入力ミス等があっても、年金裁定前の年金相談によって、記録と申請者の認識事実との違いが明らかになり、裁定時に争いがあれば、審査会、訴訟で解決するシステムがあるので、制度的には問題になるとは考えなかった。

申請主義の申請者立証主義の当時としては、システム的に妥当であったと考えるが、記録の不備が大量であることや申請者保護の原則が基本となった今日の時点で考えると、結果論ではあるが、オンライン化の際に入力のダブルチェック体制をとることや裁定時に記録を申請者に事前に確認するシステムがあれば防止できた部分があったと考える。しかし、それが可能であったかどうかはわからない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マイコタ等を通じて普及啓発と年金通知を繰り返し実施することが重要ではないかと思ひます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一元化していることにより、適切な把握ができていないと気づきました。問題があることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて適正なものとなっていくものと気づいていました。その点でアポイントメントがなかったかどうかという問題が残ると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

広報活動に更に徹底し、本人の申し立て等以外に解決の策はなし

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の処理は、年金受給申請時に、本人の申し立てを経て統合するものと認識していた。
昭和58年頃のことと思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の状況としては、やるを得なかったと思う。
仮に何かやるとすれば、左(内訳)にPRし、自分の年金記録の確認をより徹底するとか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な範囲で最大限の努力をします。
まいと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

25年前に健康保険を1年間経験したのみで
当時、年金記録問題は全く認識していません。
この問題を聞いたのは2ヶ月前です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金実務の経験がありませんので、返答
は ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

(質問者)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度前の時代であり、
旧台帳の記録を年間に2〜3年(?)ずつ
電算記録に移行することが事業で
あった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

い、私も既に知られている問題ですが、昨年11日から、年金特別便や年金定期便の休工作業にボランティアとして参加した経験から感じてことを書いておきます。本調査は「年金記録問題」には、次のような事実があります。①「年金記録問題」が、事実上、未納や作業でも確認して来た(ただし、未納金、未納記録は未納作業では検出は出来ない)。オンライン記録への入力ミスは、多くの場合は、年金保険料や国民年金の直引・保険料徴収を行って、年金記録の修正・修正の問題である。次のような事例も数多く見られ、役所側の努力だけでは問題は解決しない。②(特に女性に多い)結婚・離婚による氏名変更や住所変更の届出が不十分で、基礎年金番号と被保険者番号が一致しないケース(役所の番号管理にも問題がある)。③保険料納付の滞り(国民年金の場合は、昭和35年10月以降保険料納付が開始した36年4月までの滞り、保険料を納めていないと記録されている例が非常に多い)。④事業主が当初から従業員の報酬を実際より低く申告しているケース(数例がある)。なお、オンライン化の進展に伴って、年金特別便の回答から見て問題は少なくなりつつある。オンライン化自体は評価できている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、あるいは当面とすべき方策については、問題を熟知して対策を取ろうとしている年金保険者や年金機構の皆さんの知恵にお任せします。年金記録の修正・修正のためには、役所側の取り組みが非常に重要です。国民年金の協力も必要です。そのためのPRなども行われるのであれば、年金特別便の回答率(60%台?)の低さから見ても、国民の協力を求めることも限界があります。過去記録の整理・整理・整理にまで達したとすると、年金番号も医療保険番号も住民番号も統一して番号を整理する必要があると考えるべきではないでしょうか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題の存在を知ったのは、数年前、同会やマスコミの問題が取り上げられるようになってから。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

庁内、社会保険大学校長の2ヶ月勤務のため
2ヶ月間の給与の存在を知らなかった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁学校長として4ヶ月勤務した際に、2002年「年金記録問題」
~~年金記録問題~~ 特設の問題が存在することを
ついには知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の一元化が実現したとしても、
自前には年金記録が一元化される
従来の年金請求時よりも
これはよいが、年金請求時よりも
先に社会保険事務所にいきなり
年金記録の一元化が実現すれば、
指導がなされる方がよいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の名寄せのため最大限の限として、できるだけ信頼回復を図るほかないと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人によって、複数の記号番号の年金記録があり、
その統合は、年金の裁定請求の際に行之はよい
とされていました。
こうした問題があることは、昭和56年に知り
ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の年金相談に来られた場合、
端末装置で見られる記録は当時(たしか)55オ
以上だったのを、せめてもということ、(たしか)
55オ以上から見られるようにしました。
現時点で見た場合、被保険者サービスの視
点が非常に弱かったように思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をどればよいとお考えですか。

1件1件調べることが最も重要であるが、資料が明確でない場合は、該然性又は可能性がかなり高いと考えられる場合は、該然性として必要と思われる。

これを類型化して、それに該当するものは認め、それ以外のものは1件ずつ検討することによっていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は正確に記録されていると思っていたが、このたびの記録問題が露見されるようになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録はいいものもあるが、電子情報によるものも多量にあり、記録が滞りなく進められているか、多くの不正確なものがあることに気がついた。そうしたところから、これを前提に記録の精度を高めようという方向で考えている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務局長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

☐ 現在、長妻大臣のリーダーシップのもと、厚労省が懸命に取り組んでいる方針を支持する。
☐ 歳末を以て早期解決を促し、一日も早い決着を期待する。
☐ 必要以上の公務員ハッシングは全体の利益にはならず、モラルを高め、やる気を起こさせる 気風づくり、活性化対策も重要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、適正な事務執行が行われていたとの認識であり、数年来の問題の存在はまったく不知。
全体としては、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の組織上の問題、地方事務官、労務問題、
社会保険料の徴収、使い方、特別会計のあり方、
指導監督体制等 解決困難な問題に根本的なメスを入れ
ず、政府全体との実行でなかった当時の情勢も反省すべき
所が入る。(中にはあなたが汗をかき方が足りない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人(氏)金(額)物(品)を最大限度
投入し記録をできるだけ補正していく
しかないのではないか

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

安倍内閣の頃の報道で知ったものであり、
在籍中は問題があるとの認識はなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみると、年金関係の法令改正
に際しては事務処理の対応はできるが、
過重負担にならなか、等について
もう少し配慮すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

14 ✓

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

14 から 24 へ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昔は年金に金が入って、問題として認識していません。「年金記録問題」が存在する事を知らなかった。NHK、マスコミ、大々的に報道され始めてから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・残念な事に、対応する事は、わかってはいる。
・反省点としては、
「実務に強い職員をしかるべき責任の重い地位に付け、処遇もシステムを改善してかくやと思う。」と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策を提案するだけの知識がありません。ただマスコミや報道によつて一般的基準を設けるの審判切りが必要と考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年頃、厚生年金と国民年金とは法庁と別番号とされているが、厚生年金だけにも基礎年金の番号を持つ者がいました。その後、基礎年金番号を割り振る際に、山が家に、他に年金番号を持っていないか、照会が来りました。その年金業務はより厳格になると思われました。いわゆる年金記録問題と知ったのは、最近の報道によります。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、基礎年金番号の割り振りを年金記録後の大改正に伴うシステムと給付関係のオンラインシステムという二つのシステムの作成が先行して行われ、その間に、年金記録の問題を認識していたので、組織を挙げて取り組んでいました。基礎年金番号の割り振りは、先の大改正が必要でありましたので、次の課題と認識していたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けて、具体的な方策を提示することは難しいが、基本的にはこれまで政府が進めてきている諸方策をできるだけ速く確実に実行していくことしかないと考える。
 (おまけに本人から申し立てのあるケースについては(可能な限り)事実究明の努力の上で)本人の立場に立つ改革認定が不可欠であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の時期においても年金記録の統合・基礎年金番号の導入に伴ってそこには重大な問題が生じているという認識はほとんどなかった。
(問題の存在を認識したのは) 問題として表面化した以後のことである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(現時点において) 有るべき認識としては、在野期内から早くから業務の経験にも支え、従って職員と指導監督する立場にある者としての十分な見識を欠いたこと、現場との接触が不十分で適切なアドバイスができていなかったことがあげられる。
改善の方向については、年金記録問題検証委員会報告書等で明らかにされており、うけとめることは多い。あえていえるのは、判断・裁定時を義理ない申請主義の問題と重視したり、申請主義にこの解釈・運用がいつの間にか(あるいは当初から)その本来の意味から逸脱して、行政側の待ちの姿勢と単純化し、情報相互リンクを難しくし、ひいては問題の解決を難しくした大きな原因の一つとなつたと考えるべきではない。
従って今後は積極的な情報開示と情報の相互交換を行うなど、年金制度一円が国民全体との協力のもとに運営されていくように企図するとともに制度設計にあたっては、いかに分かりやすい制度としていくかも論点の一つとすべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期間を定め集中的に取り組む
の対策が必要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたのはかなり以前になります。
当時、年金記録問題の存在そのものを
知らず、認識しておりました。その後
本問題の存在を知ったのは最近における
一連の報道、国会質問等からです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度は複雑化しているが、やはり事務の流
の突進といった組織の多レベルで各
に相互のチェックを強めていく必要がある。
と思います。また、加入者や保険料の
の付加は、なんでも特別優遇の導入をより
早く実施する必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金ありきでん。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に努力を続ける。
一定のペースで、ある種の割り切りが必要と思わす。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は記録問題はついでの問題意識はなかった。
なかつた。むしろ3号被保険者の届出が問題と考
えてた。

色紙報道がよって知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・保険庁の幹部に現場の事情を伝える人が少なかつたこと。
・審判官の会は、届け出を前提とする以上、その人が
ついでその名を完全記録し方という今の仕組み
のやや無理があるのではなかつた。
もう少し簡単な仕組みを思いやりなどを考慮してどうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問1〉年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

〈質問2〉現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかると思いますが、紙台帳とレジャーシートを
活用してはどうかと思います。

回答票④

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在への年金問題がある中で、認識はしていません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍当時、全く認識していません。
現時点で考えれば、年金記録問題の発生を制度と関係
の不明瞭な点により、状況は変わって来ているとは思
います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ※平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的対応策なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録業務に従事していたから
ので業務についての認識はない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記理由の為、対応については
念頭に浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上（第1号～第10号） b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

（質問2）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録の不備と現時点の金と流し出すのは不可能で、膨大な人的エネルギーと費用と記録の修復に費やすのは国家的損失が大きすぎます。

難しんとはよくわかります。持続可能な年金制度確立のために将来10年20年の検討に人的・資金的エネルギーを向けようと思います。

（金と人の記録を2年暮引きはしないと思います。）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は全く知りませんでした。
マスコミで報道されるようになってからこの問題を知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 社会保険庁に在籍していたため、年金改正に伴うコンピュータシステムの迅速な変更、分科組合との接衝等に力を入れた。記録整備の問題は是認したにもかかわらず、適切な運用ができていないと、珍りに思うようになりました。
- ・ 組織的な課題・問題点を共有する体制にならなかったことへの反省が大きい。マスコミの問題を知らないまま、理論の問題は上へ報告されていなかったように思う。情報オープンにする努力が必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、所蔵等、最近の年金記録問題を知らなかったの、知る機会がなかった。(大学校長として)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金給付決定は申告制をとっているため、申請者の申請内容に誤りを指摘し訂正)を要するが、申告を正しくし、正しい記録を得ることは、年金初制のころから過度に信頼していたため、責任を要すると思う。虚偽記載を意図的に認めないという原則を徹底させる必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いかりの自費(シール事件)が発覚し、統合した業者が通正価格と加入価格の差額の賠償にふいたりので訴訟を提起した。フビータを含む通正価格の契約が行われていたか、内部監査を徹底すべきだと主張したことがある。業者の行為が年金記録問題を発生させたという認識(1)はあったが、年金の仕組みの問題が主で、当時はそのような認識はなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入契約が通正に行われていたかの監査を行うことはついでに、自費シール事件の訴訟を提起した後にさらに言うつもりだった。だが、人事課から「訴訟を提起したため、訴訟の経過にも関係がなかった」という理由で、監査にも着手のしようがないと断られたという大変残念な結果。

年金記録問題に関しては、企業から個人別の特典料をそのまゝ徴収する仕組み自体に無理があると思う。租税回避の最低所得を設ける。20万円以上の場合は企業に課税した上でその金は年金に充て、20万円未満の場合は企業に課税する等の規制を設ける等の対策が必要だ。

その点について2022年2月27日の協会の協力、ありがとうございました。

その点について2022年2月27日の協会の協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 d. *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 e. 地方社会保険事務局次長又は課長 f. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金手帳に、事業所名や標準報酬など
加入記録を ATMのように印字できるようにすること。

さらにより良いのは、社会保障カードにして、
年金の加入記録だけでなく、保険の給付内容、
健診記録、保健指導記録なども閲覧できるように
し、効率的な社会保障の実施に役立てよう
とすべきであると思う。

(欧州では、近年、社会保障カードの活用が急速に
進んでいる。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、そうした問題を認識していませんでした。

問題が存在するを知ったのは、阿部内閣
当時マスコミで取り上げられてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

収納率だけで競わせるのではなく、

総合的なサービスの提供体制で、保険者の
競争が出来るような方向に持っていく
べきだと思います。

(各種相談サービス、健診・保健事業なども
含めて)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経歴官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 本庁部長級以上 ② 本庁課長・室長・企画官級以上 o. 地方社会保険事務局長 *平成11年度末までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経歴官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

水知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 長期間記録を保存管理するため、具体的に
行っている方策について、国民に理解していただく
よう、より一層の広報が必要だと思います。

② 記録管理を担当する職員が、仕事に誇りを
持って取り組むことができるよう、様々な
ご配慮をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ①記録の保存管理の重要性は認識していたが、いわゆる「年金記録問題」については、在職中は認識していなかった。
- ②退職後、報道等により、また社会保険庁からの連絡等により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ①在職中に、年金の過誤払の事実が報告されたことがある。これに対しては、直ちに過払の方へは返還を依頼し、未払いの方へは支給を行決。その当時の経験と踏まえ、職員は真摯に取り組む姿勢と能力を有していると考えられます。
- ②ただ、年金記録管理は、長く特別会計の下で運営されてきたこと等から、国民へのオープンな姿勢という点を不十分であったのではないかと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になしと見ます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 今すぐに行われていることですが、不明記録の名称をできる限り行うこと。
2. それでも名称を定めない不明記録については、表決請求時に資格の欠けている期間を認め、請求者に対しては限り不明記録の発生ができるように最大限の傾斜をして資格に該当するよう窓口での対応もすることが必要と見られます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入が行われて何年か経過後に気づいたことで、番号に紐づけられ、記録の統合も進んでいた時期と認識しております。

その際、①住所等が変更により、年金番号の一本化できない。
②年金番号の下に記録を統合して整理しようとしても、
住所の異なるなど、整理統合ができない。
という問題が顕在化し、気づいていたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その当時は年金番号の導入されて間もない時期でしたので、早く番号一本化、下の記録の統合整理を行うことが一番大事なことであったと認識をしていたと思います。
現時点で反省点として挙げるとすれば、
①基礎年金番号においては、住所管理が不徹底であったこと、
自治体間で管理していた住民基本台帳番号との連動を図って
あげられなかった点、
②年金記録の統合整理とむと、記録向に集中的に行う
ことも考えられなかった点、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

十分な人災保険が実施されると思う。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在判明しているような年金記録問題については、認識していません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保障番号のようなものを早期に導入すべきだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録 資格について
特段の取り扱いはない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・「申立をとりうる方」主張を尊重し、若くは不合理な決定を撤回の上で処理する。という基本的な考え方が大切。

・高金の方を優先的に、期間を短く、対応する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・インデックス化が進み、真正に処理されているか
と認識 (特に、記録に漏れが生じているかは
認識していない。)
- ・年金記録問題に関する報道により知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・インデックス化の過程で、組織的対応が不十分で
あったのではないか。
- ・年金記録を扱う専門職を養成し、適任に処置
がとられているのか。(と認識した。)
- (外部委託に過度に依存していた面がある
のではないか。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

技術的に可能であれば、未統合の記録約5千万件を利用しやすいように分類し、年金受給者、被保険者、事業主がパソコン等で閲覧して調べることが出来るように出来ないうと思う。

送還通知

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ここ数年の社会保険庁の調査や報道等により承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁全体として年金記録の管理の長期にわたる正確性の認識が十分でなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長 <u>(室長)</u> 企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁在職中は、無事に年金大改正法の実施関連業務をやっていて、年金記録関連業務は所管外であり、年金記録について何か問題があるという話は聞いたことがない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の裁定請求に対して、ひとつひとつ誠意に対応して、いかに過去の記録をさかして裁定請求者の納得するまで対応すべき。そのためには、現在の社会保険事務所の窓口の人員が少なすぎるので、必要人数を増員すべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるのは退職後、相当な2ヶ月ほど知った。従って、在職中は、知らなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最近テレビで知ったが、事実かどうかはわからないので、対応しようがない。年金記録業務を担当したことがないので、具体的なイメージがわからない。きちんとした実態把握と、十分な検討なしに、反省点があるものに言及することはできない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度末までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新たな年金記録問題が発生しないよう、原則として生涯不変の、一人一番号である基礎年金番号の徹底を図ることが重要だと思います。

基礎年金番号

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号がスタートし、その下に各人の記録が整理されるまでは、裁定請求時に、各人の記録を採るものと認識しておりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各人の過去記録を事前に(裁定請求前に)統合するまでに、生涯不変の一人一番号の基礎年金番号の創設が必要と見え、その実現に向けて努力したつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行法律を著実に進めると。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、当該問題が耳に入らなかった。
その後、マスコミ報道を通じて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

非番を多く早く暮らした。町民の世帯と字面対応に苦労していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 本庁部長級以上（<u>特定職</u>） b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁に2度在籍したが、年金の管理業務に従事したことはないのをご存じありません。
1度も

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

【回答欄】

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした。問題の存在を知ったのは退職してからずっと後です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

答えようがありません。

それはそうと、いきなり回答しきれない人は氏名を公表する場合があると強迫するのは失礼でしょう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で試みられている様々な方策のほかに、有効な方策は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の国保新署で地道に取り組む
 (が) 困難な問題であると考えていました。
 特に、裁定請求の時点で請求者がいかに
 困窮しているか、加入記録の修正が必要と
 考えていました。(相当程度)
 以上、この問題の内容をよく理解してはいた。
 平成14年7月でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記(質問3)の回答とおり、地道に取り組
 むべき問題として、特別な対策を講じようとは
 していません。(大量に発生している)
 年金制度の大改正への対応、年金の過徴収
 への対応で精一杯であるというのや正直な
 ところ。
 反省点としては、この問題の重大さに気づ
 けなかったことや社会保険庁職員全体に不足している
 というところです。
 と協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

※0リヤセン

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

省-庁(機関)・地社運携と密に

返答欄

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

団塊の世代が退職年齢を迎えつつあり、そのための
年金事務の急増が予想され、そのための
記録の整備が急務と認識

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

55歳通知を早く実施しようと誓った、
組合の抵抗もあり、実施が遅れた。
もっと早く実施ができていたら。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 ② 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度実施者は誤りがないとの前提を誤りも生じるものとして
要する必要があると思います。

この新たな前提の下、制度実施者は誤りを減らす努力は
続けなければなりませんが、誤りを指摘する体制を作ること
を考えたことと思います。

報酬月額の通報口は重要であり、これに誤りを見
つけたら直ちに指摘することが非常に重要であること
全ての国民に理解してもらうことなど考えます。

社会保険に加入すること(自らの記録を確認すること)を
義務として国民の三大義務に加入。小学生の時から
教えていくべきと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1) 年金番号の重複などを整理していること
平成13年4月 所管事項説明時
- 2) 年金記録を職務上必要か否かに見て、これを他人にもうつること。
平成15年秋ごろ

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1) について
重複などの整理は重要であるので、(見直す)と考える
ていた。
- 反省点は 年金記録の重複などが大きく問題視されることになるとの認識がなかったこと。
- 2) について
本庁の指示により評価し、該当者に対する処分案を
作成した。(再発防止策と)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録と直接取り扱う部署に存続にせず、詳細にしません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人間には過去の記憶が曖昧な部分があり、過去を美化し都合の良いように認識することに留意が必要と考えます(ちなみに、この理由ゆえ統計調査では過去の「思い出」データは信頼できず、パネル調査が必要とされています)。

とりわけ避けるべきは、迅速な解決を求めるあまり、認定基準を緩めればよいとする点です。年金は遺族年金が含まれると何10年も支給が続き、賦課方式で済んで、負担は全て若年層が負います。緩い基準で認定にしようと、後代に極めて長期間にわたる年金債務を負わせることになりかねません。

むしろ年金記録が正しいと正さなければ、集中的な取り組みの意味があるかと思いますが、記録の訂正については、客観的に見て妥当と見られる場合に限定するとの基本的方針を堅持すべきであると考へます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録と直接取り扱う部署に在籍していませんでしたが、基礎年金番号導入前の年金記録が多く未統合であることを、平成14年後半頃、一般的課題として認識しました。
当時は年金受給前(50歳時)のお知らせが不徹底で、インレより徐々に解決されるものと考えておりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記3点の立場、認識でいたので、年金記録の取扱い方に関し特段の対応はしませんでした。ただし、小さなが、職員が正確迅速、親切な業務処理を徹底し、人財育成に尽力をしております。
現時点でみれば、やはり人材育成はひとつと重点的な取組が必要であると考えるところです。大学校の研修の時間、機会が少なくなるとし、自己啓発やOJTを含めたトータルな人材育成プログラムの構築が必要でした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ④ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 o. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

優先順位を考慮しながら、最後の一人までの時間がかかっても、
 粘り強く、該当者の救済の観点からの確認作業を行うべきではないか。
 その際、明確な証拠がなくても、客観的な状況に基づき「蓋然
 性」によって、できるだけ救済する方向で判断すべきではないか。
 ただし、救済の財源は広く国民の負担に押し回さることから、その
 判定基準は国民的な合意に基づいていくべきである。したがって、その
 判定基準の決定は、国会審議等を経ることが望ましいと考える。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を認識した(知った)のは、2007年10頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職域研修の中で、職員による「課題討議」や「業務改善提案」などを通じて、年金記録問題の存在についてより早く発見・認識がなされることを目指した。また、今後に向けて、職域研修と並行して、中央(本部)から地方(現場)に研修を転ずるという「方向性」のものと捉えるのではなく、研修を通じて、制度や業務の問題点や課題を洗い上げ、制度の改善につなげていく「双方向」のものとして認識するべきではないか。そうすることによって、現場でどうもおかしいと気付いていた問題が、長期に放置されることで重大化してしまうことを防止することになるのではと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ③ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

と。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本庁の被保険者(正直者)が馬鹿を見ることのないように解決して下さい。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らたのはいつ頃でしたか。

膨大な事務を行う現状において、事務ミス等により被保険者期間の記録漏れが発生は、予期していたが、年金裁定時に期間確認で修正を行えば問題ないと考えていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者及び年金受給者のため現職時に出来る最大のサービスに努めた。(休日のイベント等に年金制度の広報活動等)

膨大な事務を行うために必要な予算を確保し、適正な業務が実施できる職場環境をつくること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不自然な月額変更届や逆のばり全喪失届が時々
 所管課入徴収窓から通明課を経由して送付されてきており、
 今考えるとこれが向題の処理だったかと思っております。

また紙ベースで諸書類が送達されておりましたか。当時の
 私の認識ではそれが年金記録に重要だとは思っており、
 慎重に扱っていたと思っております。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械的に不自然なものが全量一律殺害すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・県の国民年金課長当時の記録は多岐にわたることを知り、すべて本人からの申し出等により、正確な情報を得ていく必要があることを認識していた。
- ・退職被保険者問題と関係するときに認識

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・一地方の課長の努力で解決できるような問題ではない。
(本来の籍は会計課であり、交流人事で国民年金課長となった)
よって反省点はコメントしない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⑤ 本庁課長・(室長) 企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 昭和32年9月前 期間のカット(期間のみ有効)で古い報酬の記録(少額年金)は必ず年金計算がそれ以後正解であれば問題ないこと(法改正による)はあまり知られていない。
- オフィス化ができて前に一企業一括適用は不可能であったと言われていた。
- 標準報酬の記録がコンピューター化されていない正確に行われるようになったと思うは、今のようになっているのは10年前ではなかったと思う(例、電報が漢字に変わったのは10年前から)。
- 標準報酬の普及は10年前。今の段階で過去の記録問題をなくすべき。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 基礎年金番号導入時前の記録と照合し、それ以後(約10年間)の記録とコンピュータ上で正確にすることを目指す。
- ② それ以前については年金裁定時で請求者の客観的資料又は記憶(記入)で年金を裁定する。
- ③ アメリカが行っている方法を参考にする(そんな年々数億万円の不明がでるという)。
- ④ 記録問題を一日で早く終わらせる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 年金は請求方式(法律上)で、本人の記憶によることが基本。
- ② 老後の年金である公的年金において、本人の記憶が資料が完全でないとは考えてはいない。
(自分の記憶がすべてではないと)
- ③ 本人が過去の経歴をかくすことがないこと、また、退職のとき年齢(生年月日)をいつか他人が知るとは当時あまり知られていなかった。
- ④ そのため記録の一元的管理がうまくなく、退職時に戸籍謄本の同時提出で年金が正しく決定できず仕組みが怪しに思われるものがあった。
- ⑤ 自分が年金受給者になったとき、提出を求められた資料、記憶などが

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① (年金手帳を提出)年金手帳の提出なくして就職できたりする仕組みのないが、すべての国民にどのようなことを義務づけることは不可能。
- ② 多くの記録内題はコンピューター化の時期、記録容量が少なかったこと(手帳の容量)に発生していると思われるので、過去の記録内題の整理を職員の人に依頼することは公平であり、(記録容量は初期K、その後メガ、ギガ単位) 当時は仕組、氏名の誤入力もなかった。
- ③ 記録内題は、本人、事業所、署の協力によって100%完全なことはできない。国民企業にも協力してもらう必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

(質問 1)

特にありません。

(前提)

です。その頃のコンピュータはやっとカタカナが使えるようになったばかりです。処理能力もそんなにありませんでした。

最近の年金記録に対する批判の一部は現在のコンピュータの能力を前提とした議論のように感じています。

(質問 2)

本来、年金記録の確定は、被保険者が裁定請求のとき行われるものです。ですから、被保険者本人も記録を被保険者証・年金手帳等で証明する責任があるはずです。

地道に一つ一つ確認するしかないのではないのでしょうか。しかし、それを保険者側だけで解決するのは不可能です。やはり被保険者の責任のルール確立が大切です。被保険者の責任の基準を決めるべきです。今はどこまでが保険者の責任か、被保険者の責任かはっきりしないところに社会問題化の起因があるのではないのでしょうか。

(質問 3)

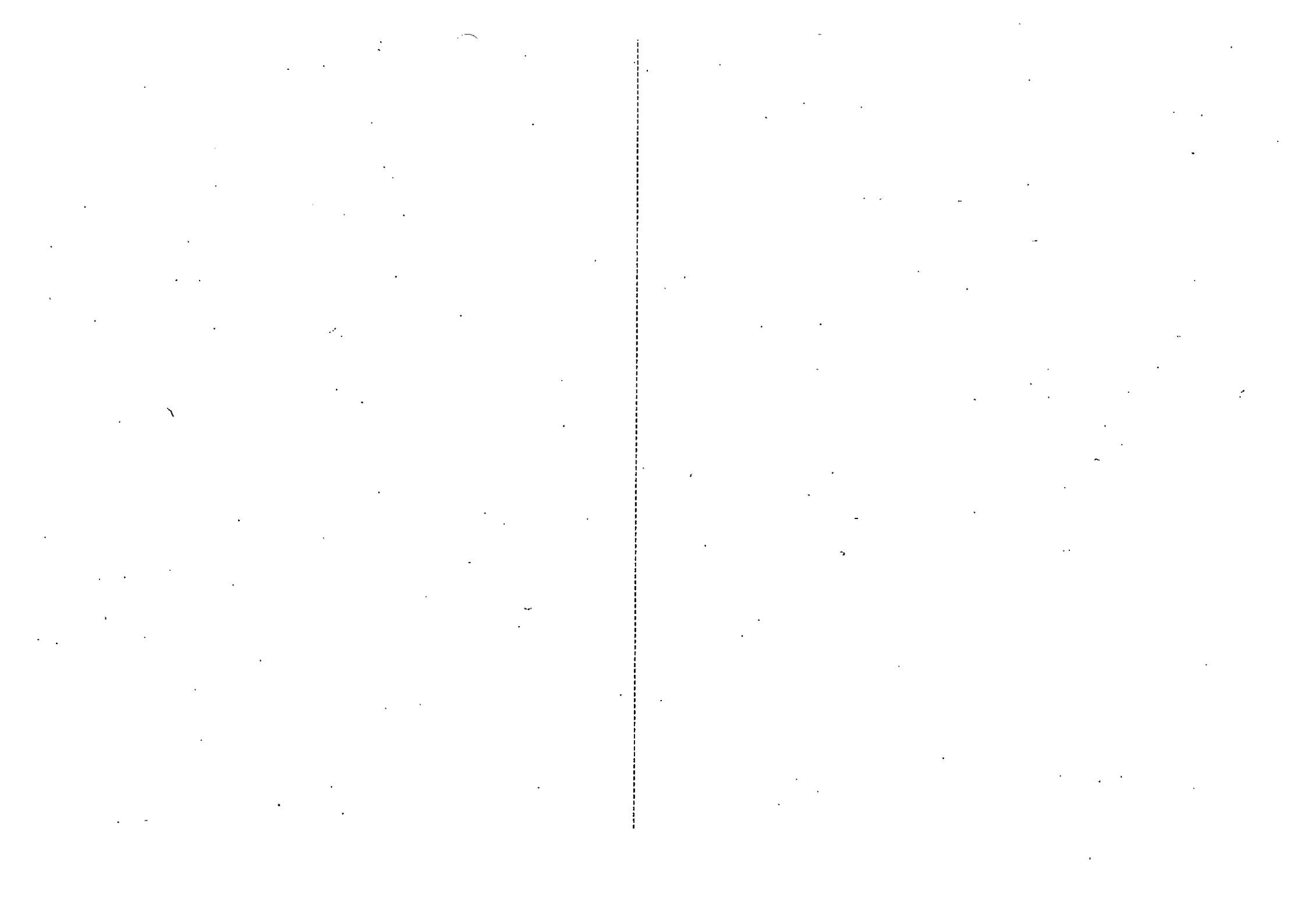
当時は、コンピュータの記録の一方で紙台帳がある。都道府県により事務処理方式に差がある。などなどいろいろなことが混在していました。今日の問題はそのハザマで起こったことも少なくないように思います。

(質問 4)

私自身は、まだ若かったこともあり、反省すべきことはないと思っています。

唯一つ、社会保険庁はあるときから、人事政策もありコンピュータの専門家を育てるのをやめたのです。このことは記録問題に愛情を持って当たる職員をなくしてしまったのではないのでしょうか。

また、霞ヶ関の職員は偉くて、高井戸(業務課)の職員はだめだという風潮もあり、仕事にプライドを持つのが難しかったような気がします。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在問題になっている年金記録について解決する方策はないと思います。

これまでは裁定請求時に被保険者があつた者から過去の記録が記されて一人の年金記録がつかぬ仕組みになっているのでこれに真摯に対処するしかないでしょう。

大臣も始め民主党の方々は政府の方的な不手際と促しているようですが、何らかの策があつて言っているのでもしかしたら指示に従いずんとやって行くしかないでしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和55年頃年金局で被保険者記録が
人をはるかに超える数があり、これは就労者
が前歴を総するため、あるいは手帳の提示が面倒
等のため新規加入として届けずためと承知して
いました。これは裁定請求時に申告されて
つながらるので問題はないと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の認識でしたし、記録について云々する
職責ではありませんでしたので解任対応しよう
とすることはありませんでした。
年金記録は長期に亘るものであり、事務コストも
少なく納付実績に従ってきつくと年金を払って
行くためには政府・国民の協力が必須です。
現在の仕組みが最善だと思います。コネクター
の能力が低い時代、平集制の中での問題は
蓄積されてしまっていると思います。国民の協力を得
べく広報に努める必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長（室長・企画官級以上） c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

個人毎の固有番号である年金番号の設定が有識者等の反対により、長年の間実現しなかったこと。

（質問2）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

近道は無い。地道に、年金記録の通知と確認を続け、積み上げる以外には考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号が無かったため、12ヶ月年金記録から
離職、就職の度に、新しい番号で作られる
ケースがあり、それが長年の間、積み上がって
いること。昭和46～50年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和49年に、欧州の社会保障先進国に
おける年金番号の実態を調査し、報告した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

※ 国庫負担返納問題等のために、名簿作成が行われて
 いる筈(でもやり方は、返納依頼がきちんと全戸に届く
 まで外注に委託している)。
 原データ元として、種々の分類で試みた統計作成をするために
 「A～E」に○印には抵抗を感じ、具体的な官職を記入し
 てもらうべきであった。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般には知られていない問題をあなたが
 ご存じでしたら、具体的にご教示ください。

矢張りない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとれ
 ばよいとお考えですか。

統計を重視し「業務の結果を統計で総括整理すること」が有益
 かつ必須。現状は不足。また、統計作成は「基礎の明確化」が重要。
 統計作成は数字からの出発でなく、源泉の業務現場とつなが
 ることが肝要。統計組織を整備充実し権限と責任を与え
 人材育成が肝要。

社会保険庁では(厚生行政一般と同様に)、統計作成や統計
 による業務評価が軽視されてきた印象がある。(制度や現場
 事情が複雑だったとしても軽視の理由にある)。むしろ、統計
 が作成可能な程度まで制度を簡素化しやりやすさがある。

問題の根本は制度の複雑(記録等)よりも、制度の複雑さの問題
 だと思う。係長以下で直轄の問題である。やはり、条文の全該当
 ケースについて統計が現在把握されているか承知しているかが、
 複雑すぎて困難という感じがする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時(1975年)は、この大きな問題が生じているという認識はなかった。しかし、統計業務はエラー中、故障率のアップが常態のもの作業であり、100%データ入力が完了しているとは思われない。新聞報道で問題の存在を知り、自分も万全を期して実感は、社会保障庁は一般に外部への説明責任に欠けていたという印象で、統計業務は説明責任のツレだから、調査して社内発表にとどまるべきが多く、教員関係者の統計業務もその空気に影響を受けていた。代々の幹部も統計を認識する傾向があったと思う。

しかし、年金記録問題の元兇は、何よりも制度(の複雑さ)問題を放置してきたことだと思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の記録を分析するとともに、保険料納付率の分析をすることが目的であったが、分母となる被保険者記録に断絶(被保険者)問題を指摘せず、公表まで至らなかった。住民基本台帳との整合が保たれていない。

など、年金記録問題の1つであったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られている問題が何か、これまで世間一般に知られていない問題が何かを把握していないので、わかりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務ベースで考えると、年金記録については、正当な根拠書類がある場合のみ、記録を訂正するのが適切だと思います。しかしながら、社会保険庁の今までの記録管理が不十分だったことを考えると、国民が納得できる、一定のルールのもとで、本人の申し出により記録を訂正する、弾力的な対応もありうると思います。また、その場合には、記録管理上は、本人の申し出により訂正した旨、表示しておくことが必要だと思います。将来に向けては、住民票に基礎年金番号を記載するなどの方法を検討する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、相当以前から記録の管理が不十分であり、また被保険者本人に記録内容の確認を行っていないことから、記録の整備が不十分で、問題があると認識されていましたが、年金裁定時に記録整備を行うことにより、対応するとされてきました。
また、基礎年金番号の設定により、記録の整備をすすめる予定でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の設定時に、被保険者本人に対して、保有する全ての年金番号を照会し、記録の整備をすすめる計画でしたが、労働組合(自治労)の反対により、すみやかに実施することはできず、被保険者本人への照会は、生年月日順に、長期間かけて行うこととなりました。
これにより、記録の整備は大幅に遅れる結果になり、年金記録問題の一因になっていると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ① 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

小生が担当した国民年金業務においては、市町村と県本庁・国民年金課及び社会保険事務所との連携は円滑に進められていたため、年金記録に関する問題は無かったと承知している。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の場合は、保険料が芳便折半のため、業績不振の事業者にとっては納付すべき保険料を削減操作する者があると仄聞することがあったが、これが年金記録問題の要因となっているのであれば不正行為には厳しく対処すべきであると思料する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生が、[REDACTED]
[REDACTED]であり、当時は
一般に年金記録問題は顕在化していません
た。現在のような事態を承知したのは、2007年
12年からのことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
したか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が顕在化した時には小生は
既に退官しており、1987年3月、当該問題に
関与する立場に無かった。また、年金業務に
携わる者は、社会保障の基軸となる制度の適正
な運営が為され、国民の福祉が損われること
のないよう、平素から綿密に適正な事務処理を
遂行するよう自戒を深め、事に当たることが
期待する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ① 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和30年代、国民年金創設時から10年余、当時、革新
政党等が及ぼす運動により、市町村レベルにおいて「所得控
制」が横行し、世帯主が「所得控」を市町村の「所得
控」を一括導入し、「所得控」として申告し、多額見られる。
この場合、「年金記録」の整理が実際は「不明確
な」状態に陥っていると見られる。
当分の「革新自治体」といわれる市町村が、実際は
は、重要な課題といえる。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 「記録不明ケース」については、年金令(例100%)
×101倍に、国・地方自治体の責任において、一党の
年金記録は行なう。
「若年令」(例100%以下)者については、若年令、
若年令と若年令の年金記録は行なう。

回答票④

2017年11月17日 星期六

とき、年金記録問題をどのような問
ような問題が存在することを知った

系及刘超初，「保障部」成员
林为为 a 代表印纸伯人
伯人 a 部在因野如等

あなたはどのように対応しようとしてま
この問題についてどのような点が反

市行政管理局に、
毎世祖の「年表」を
指示、指導して、
入札の次、その上に市行政
局に保管し、記録の要る

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。(承知していない)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりない。
 ただし、記録の回復について、ある程度客観性を
 理解することは、必要と思います。
 (例えは、個人の申請のみで対応することはどうか?)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があったことについては、最近の国会、マスコミ報道で知った。
在籍中は、このような問題があったとは、全く存じていない。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の動き等に対して、感じている点を申し上げます。
特にスライム化以降、毎年9月に終わっている年金
制改正や、業務修正等々をふまえて行われてい
いたかどうかが、(国会経費は、よく与野党修正が行わ
れている気がしますが) システムとの関係で無理がなかったか
どうか! 気になります。
年金制は、1つ1つの制改正のもとに、毎年改正がき
ては無いと思います。
業務担当者も、十分理解がなされるような事態を望むが、
国民や利用者も、わかりやすい制改正が求められていると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ☒ 平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかってる調査を進め
より 方法はないと思いいや。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の給付に不安がある非常に
大切な問題と認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の保存と利用の使い分けが
注実力が十分でなかったことも
かも知れません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、すべてマイクロフィルムに収録されていけとの信じておりました。
特に問題の存在は認識しませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

将にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

将にないが、不公平にならないよう処理すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・在職期間が短かったため、問題は承知していなかった。
- ・報道されてから。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者のことより、保険料徴収率アップに走りすぎたのではないかと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

^{（LTR）}
 知事自体が年金制度に反対、建つて、
 市町村等取組について取組等に努力せず
 検認率等を極めて低位であった。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

保険料の滞り等により行政処分を受けた
 事業所、国民年金の検認率の低かった
 市町村を徹底的に調査し、限り、正確な
 年金記録は解明できたいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

前記③の問題は在職時から気づいていたと
思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の知事の姿勢、労使組合員に対する
本音や、知事部局の幹部の思いの変化が今日の
混乱を生んだ大きな原因である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

?

※※※※※

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にない

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高齢者へは早期対応が必要であると思うので、保険料納付した旨の本人の申立てにより支給する。その申立てが虚偽であることが判明した場合、罰則は特に重たいものとして法定する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金業務に2年間携ったが、その間、年金記録問題は生じていない。

先きの口会における民主党の指摘で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

5000万件と大雑把に言われても、国民の半数に近い数で言われるような問題があることは信じ難い。
当時、取組は、県民の年金受給権を確保するため、特に、夜間の戸別訪問による保険料の収納、対策など、市町村と一体となつた取り組みを進めていた。

~~その5000万件が~~

信じ難い気持ち一杯です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名位のご苦情はお察し申し上げますが、被保険者・受給者の立場に立つ、一層のご尽力をお願いいたします。高齢のためご協力できませんことを申すを思います。(86才)

※ 留意事項

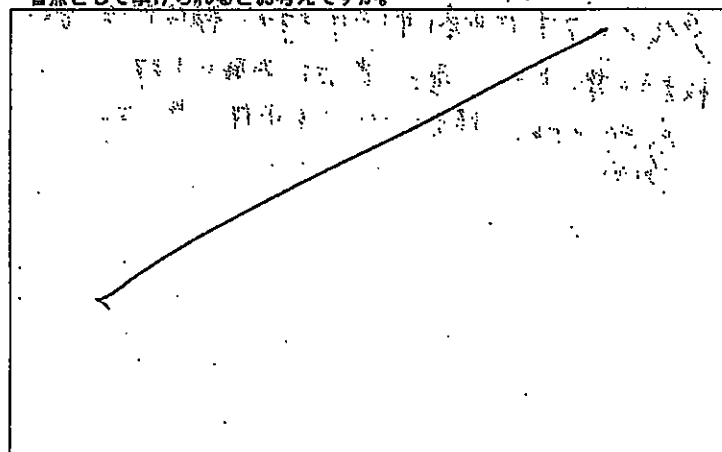
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生、昭和36年12月から、同5年6月まで、6期の国民年金保険料を正任しましたが、被用者保険^{健康保険}と相違してここがなかったため、数回の各項目について答えが違っていたので、票に記入しご請求下さい。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金記録問題の解消には、関係する関係者(年金受給者、年金支払者、年金事務員等)の連携が不可欠である。

2. 年金記録問題の解消には、関係する関係者(年金受給者、年金支払者、年金事務員等)の連携が不可欠である。

3. 年金記録問題の解消には、関係する関係者(年金受給者、年金支払者、年金事務員等)の連携が不可欠である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在和平的氣氛中，以經濟發展為中心。以經濟合作為基礎，
通過談判解決爭端，以和平方式解決國際間的爭端，各國
共同努力。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

第4回

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識して11年ほど経った

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

何にも知りません。(2002年当時)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決にあむ中、可能を限り全力を尽す。

(但し、正当事が馬鹿をやる解決には反対です。)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

口 直正に処理されていたものと
考えていました。
口 国会で問題となり知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化に伴い、金銭の取扱いを
遂行していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⑥ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

御指摘の問題については、承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、厚生労働省、社会保険庁において、年金記録問題の解決に向けて検討が進められており、その方針に沿って進めていくことが必要と考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、国会の関係委員会等が議論が行われていたことから、認識していました。
また、この問題は、加入者、受給者の年金にかかわる重要な問題と認識していました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生労働省、社会保障庁において年金記録問題への取組が進められていたことから、その取組の中でこの問題へ対応しました。

現在、年金記録問題への解決に向けて検討が進められているものと認識していますが、その方針に沿って更に進めていくことが重要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⑥ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような対策をとればよいとお考えですか。

電子申請の促進
記録確認機能の一元化確保
様々なお知らせ等の push 型 リーダの充実

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未統合の記録が存在する問題と認識していた。
在籍する以前は知らなかったが、在籍してから知ることになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録の問題と認識していたため、58歳通知や年金相談の機会を通じて徐々に解消することによって考えていた。
記録の誤り等の問題が相当の規模で存在することを予想していなかった。
年金の裁定時までに解決すれば足りると考え、問題を先送りする意識が強く継続したこと。その時々の処理を優先し、先のことには考えていなかったこと。現状把握が不十分だったことが、主な反省点として挙げられると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票の記載内容の補足メモ

(質問2)

- ・ 各種届出の電子化、企業内データとの連携
- ・ 記録確認等のウェブサービスを充実させつつ、例えば、地デジテレビの普及に合わせ、テレビ画面で記録を確認し、様々なお知らせ等のプッシュ型サービスを受けることができるようにする
- ・ 住民基本台帳と各年金保険者の加入員記録との間で本人同定の仕組みを構築

(質問3)

基礎年金番号に未統合の記録が存在する問題として認識していた。

在籍以前にはこの問題を知らなかったが、人事異動により在籍した期間中に複数の年金手帳記号番号が付番され、基礎年金番号導入後直ちに一本化された訳ではないことを知ったが、年金裁定時までには統合する取組みを進めるものと認識していた。

(質問4)

未統合の記録の問題と認識していたため、58歳通知、年金相談等の機会を通じて基礎年金番号に統合することができると考えていた。

記録の誤り等の問題が相当規模で存在することを予想しておらず、個別の年金相談に丁寧に対応することが重要と認識していた。

しかしながら、その後、記録の誤り等の問題が相当規模で存在する一方、給付事務に不要となった記録等との区別ができていないことが明らかとなったことから、以下のような点が反省点として挙げられるのではないかと。

- ・ 年金裁定時までに対応すれば足りると思え、対応を先送りする意識が長く継続したこと
 - ・ その時々の処理を優先し、将来どのような問題になるのかを十分に考えていなかったこと
 - ・ 現状把握が不十分のまま、長期間が経過したこと
 - ・ 事務管理等の意識が欠落していたため、現状を正しく把握することが極めて困難となり、必要な対応が複雑化したこと
 - ・ 届出等に依存しているにもかかわらず、正確な届出等のための取組みが不十分だったこと
- また、他の情報保有機関との情報連携のための取組みが不十分だったこと

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 特にごさいません

※ [REDACTED]
おたけ、実際の [REDACTED]
[REDACTED]
でした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 申し訳ないのですが、年金実務に関しまして一般的な情報を持ち合わせていませんので、「解決方策」をお示しすることはむずかしいと考えます。

○ ただし、個別の記録に関するごさいで、真正なものを目指して、時間と費用対効果も考慮して地道に修復作業を継続していくしかないのではと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 質問1の※印に記載したような事情がありましたので、[REDACTED]が自分自身として受け止めて考えるという問題としての認識は乏しかたに記憶しています。
- 一般的な報道などによるような範囲での認識としては、[REDACTED]の頃と記憶しています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 質問3にも記載しましたが、在籍当時の担当業務に忙殺されており、年金記録問題に対する問題意識としては、一般的なものに止まっていたと記憶しています。
- 在籍者としての「反省点」としては、恐縮ながら上記の事情ですので特になんていっていませんが、一般的な範囲で申し上げれば、「年金記録問題」の重要性の認識が組織には不十分であり、その長年の積み重ねが、~~年金記録問題~~問題化した場合に及ぼす影響が、職員組合との関係も影響していたものと、個人としては反省しています。協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 ②. その他の府省 ③. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 本府省審議官級以上 ②. 本府省課長・室長・企画官級以上 ③. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「解決」というものをどこに置くかによるので何とも判断できません。いずれにせよ投下できる資源が限られているという現実の下で重視すべき点は何かを考えれば、必ずから方向性は決まるのではないのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在のような「年金記録問題」は当時は当然のことながら認識はしていませんでした。その後も同様です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の時点時点では限られた資源、人員の中で苦努力していたのではないかと、それを今の時点ですべて評価、反省すべきかという点について質問に答えるべき言葉は持っていません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録の問題と年金記録の発生原因の問題と
明確に区分して対応をすべきではないか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・本組合の記録が多数存在した。記録自体は正確な
ものが多くあり、むしろ正確な記録が少なかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時、誤った記録を修正する(あるいは)訂正する
必要の大半は、その当時の記録の正確な事実と
異なり、本人も正確な事実を把握できていない
1) 訂正された。

・たうに、その記録の問題は、客観的に入力の問題、事務的な
処理の問題が原因で発生したと認識しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日本年金制度の歴史から、制度変更の理由により 1人1号の被保険者年金記録が存在したと認識は当然かと感じていた。
この問題の解決策として基礎年金番号を導入したため、これにより年金を請求する際には年金を請求するときに記録により被保険者年金記録は解消されるかと理解していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度の歴史から、年金記録は請求主であり、年金受給者から、権利行使者と初めて年金記録に気づくという制度設計で済むという考え、年金受給者の立場に立った権利行使サービスで年金記録という問題を発生させたことは否定的に評価した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⑥ b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当事者間（加入者と保険者）に争いがあるものに注目し、
是等の加入者の主張に寄り、当事者間に争い
がない状態を早く実現させる所を、
加入者の主張の正当性に対し適切な対応をこのpoint.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1970.6.27 当时 房主王金保因未交房租被逐出屋，
于8月12日搬进一伙于2月27日迁进此屋。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

第二章 对控制系统的稳定性分析的组织做
出一些问题的讨论。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変解決困難な問題だと思います。

一定のバリエーションの下に、クレーンゲームの仕組みを模倣することで、平勝を少しだけ促進させる必要があると思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の下に一本化されている記録がある
(制府移行時に生じる不整合など)を、また
これは、認識していましたが、このように大量で深刻な
ものであったことは、知りませんでした。
年金受給時などに該当する方に統合されること
を考えていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録が1つ2つ3つとありましたが、当時(平成14
年度) 社会保障庁内で、年金受給前の方に
記録を知らせる制度を始める準備を以て、
この取組により、基礎年金番号の下での記録の
一本化が進められると考えていました。
当時の私としては、これで問題は解決できると、皆
城実に対策者ととしていて考えていました。事実
認識が甘かったことは、否定できません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている以上の問題は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁の保管している記録について、例えは住所は違っても氏名や年齢が同じである等、同じ人の記録である可能性のあるものについては、本人への確認や、郵便や訪問等によって確認をやること、あるいは加入者本人から申し出があったものについてしっかりと調査していくこと等地道な努力を重ねていくしかないのではないかと、思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

車と職等が、同一人が、いくつかの年金番号による加入記録を
持つっていることがあり、それを一つに合わせるこ
とが困難である、という認識でした。
そのことは、社会保険便方に異動してきた時に知り
ました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
したか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

私の在籍時は、基礎年金番号の導入準備をしていた時期でした。
基礎年金番号が導入されれば、それを一対一とし、それまでの加入記録
について、加入者本人にも連絡しながら順次つなぎ合わせる作業
がその後に進む予定がみえと承知していたので、基礎年金
番号の導入準備に取り組みました。

現時点で思うと、年金の裁定申請の時点では、それまでの何十年に
わたる加入記録を加入者本人に証明させることとしていたことに
無理があったのではなかったかと思えます。早い時期から、
加入者に対して、毎年、その年の加入記録をお知らせして確認
してもらう、という作業をすれば、これはどう問題にはなら
なかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の早期解決のため、集中的な事務処理を行うべきだと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 社会保険庁に在籍していた当時は、年金記録問題についてその存在そのものを十分認識していませんでした。
- ・ 年金記録問題の存在を知った時期を特定することはできません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 年金記録問題を担当する部署に配属されていなかったため、年金記録問題について特段の対応をとることはありませんでした。
- ・ 以下の点が反省点として挙げられます。
 - ① 新たな業務を追加する場合、組合の手前を解を得るという慣行が、年金記録の検証作業の進捗をばんだこと
 - ② 社会保険庁の業務に対する本庁の監督機能が十分でなかったこと
 - ③ 年金記録問題の解決策に関し現場職員の声を汲みとり努力が足りなかったこと

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ その他

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便の充実などにより、個人の記録をきちんと確認していくことが重要だと考えている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入され、年金記録管理のために基礎は整備されたが、重複附番が存在するなどの十分な対応がとれておらず、過去の記録の整理のために計画的に被保険者に照会を実施していたと認識している。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の適正な管理のために質問者の回答の取組を進めたが、最後は年金決定の際に本人が記録を確認することにより正しい記録に修正できると考えられた面は否定的です。その点は反省している。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録訂正に必要な証拠書類等の要件と緩和
かして、古い記録も訂正しやすくする。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

とくに問題として認識していなかった。
新聞等で報道されるようになり、問題を知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料納付状況を確認するなど、加入者側にも年金記録をチェックしてもらう取組が必要だったのかも。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省委託官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

報道を超える事実はありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ある程度の状況証拠のあり申し立てについては、改善説に立て認めることとしてはどうかと思いますが、具体的にどの程度の証拠があれば十分とするのかは詳細を知らないのでは判断できません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の裁定請求時に過去の加入記録を請求者の申し立てに基づいて調査し統合する仕組みなので問題は無いものと認識していました。
記録の正確性に問題があることを知ったのは、マスコミで報道されるようになった頃からです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合の反省点としては、年金定期便のような形で国民一人一人が自分の加入記録を自ら確認する仕組みをもっと早く始めるべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⑥ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 既に発生した記録問題の解決について、
「どの状態の回復等が実現したことを解決である」といふ一定の
方向による? 変わる部分がある。
しかし、いすれにしても、一時的に行動や、証拠収集等を行う必要がある。
このため、解決は難しい。双方の相互協力が必要と考える。解決しているところ
双方にも? 存在しており、解決の状態にもっていくことが双方共通の目的である。

2. 今後発生しうる記録に関する問題について、
意図せぬエラーにより、双方の記録の食い違いが発生しにくい体制の
仕組みを構築する必要である。
意図的ではあるが、相互協力が可能で、それによって確認可能なものは
現時点でみれば、ある程度は可能である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号と結びついていない被保険者に27の
予備的調査の結果から、これら27の個々の知人、
家族、およびその親戚のパートナーを内包しているものを
認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

年金中の未納記録は全て公表されている
ので、知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変難しい。正確に決めるには事業主と
第一階級、世間の理解を求めなければならない。

• 2014 •

この問題を解決の鍵は、グラフの性質に
 注目することである。特に、グラフの性質が
 問題の解決に役立つ。

当时、政府対策本部に付て、^日夜、
関係職員との連絡のつとめ、退去を
促す等の措置をとり、~~結果~~、
腐心により、~~結果~~、正確な事実を
把握し、時間的・人的・物的、早急に対策を講ず
る必要が認められた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	
所属	8 91 本庁
経験官職	以下のなかから該当するものを漏れなく○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしてら、具体的にご教示下さい。

(回答)

①厚生年金の記録管理が健康保険の上乗せとしてスタートしたこと

1941年に厚生年金制度がスタートしたとき、その記録管理は健康保険の記録管理の仕組みを活用し、それに付加する形で行われました。このこと自体は周知のことですが、これが年金記録が「消える」根本原因になったことは忘れられていると思います。

当時、健康保険では被保険者の氏名の読みカナの表記を義務づけていませんでした。氏名の読みカナが必要なかったからです。健康保険の実施のためには、保険証を発行すれば十分で、そのためには漢字をそのまま転記すれば足りたのです。そして、診療報酬の支払は、被保険者番号だけでできます。年単位で完結する短期保険だからです。なお、被保険者の住所はもとから把握されていませんでした。それは健康保険が事業所単位で適用されるため必要がなかったためです。

ところが、長期保険である厚生年金の実施のためには、氏名は重要な情報です。転職して職場が変わったときの同一人確認には氏名が必要になる場合がしばしばあります。実際、最初の老齢年金受給者が出る1950年代半ばには(当時、最短10年で受給できた)年金裁定を行うために新たに氏名索引簿が作られました。しかし、これは、便宜的な措置で、正式な原簿とはされませんでした。また、住所についても、保険者が把握していなければ、年金を請求されるまでは知りようがありません。

このように、性格が違う制度にたいおうするためには、記録管理も違う発想で行われなければならなかったのです。そうされなかったのは厚生年金制度が戦時下にスタートしたために必要な人員を確保できなかったためではないかと考えられますが、真相はわかりません。

②国民年金制度との整合性

1961年から拠出制の国民年金がスタートしますが、個人単位で加入する地域保険であるため、当然、氏名、性別、住所が管理されることになります。また、年齢要件があるため、生年月日も管理されます。この、氏名、性別、生年月日、住所は、記録管理の基本情報と呼ばれるもので、国民年金にはこと時すでに確実な記録管理ができる条件が整っていたことになります。

この当時の年金制度は、現在のような二重加入方式でなく、通算方式でした。つまり、厚生年金に加入していた人でも退職後(55歳定年制が一般的だった)は国民年金に60歳まで加入した上で、両制度を通算して25年以上年金に加入していると、それぞれの制度から、加入期間に応じた年金が支払われる仕組みです。したがって、本来、この時点で、厚生年金についても氏名の読みカナや住所情報が整備されるべきだったと思います。しかも、翌1962年には実施機関として社会保険庁が充足するのですから、この時に切り替えるチャンスだったのではないかと思います。

いずれにせよ、厚生年金で氏名が正式にキーコードとして位置づけられたのは、1979

年から開始されたオンラインシステム化まで待たねばなりません。しかも、読みかたの届け出が義務づけられのは、基礎年金番号導入直前の1995年でした。

③ 制度共通の年金手帳の導入

しかし、社会保険庁も、年金記録の統合を放棄したわけではありませんでした。いまでは当の社会保険庁ですっかり忘れられてしまっていますが、オンライン化より前の一時期、記録の統合が試みられているのです。実は、1971年、厚生年金についても氏名の読みかたの申告を義務づけることが企画され、届書まで印刷され、全国の社会保険事務所まで配布されたのです。ところが、この計画は、国民総背番号制につながるとして反対に遭い、あつてなく潰えます。そこでやむなく、翌1972年に、それまで制度別（厚生年金、国民年金と当時は別制度だった船員保険）だった年金手帳を一本に統合することになりました。社会保険庁で一元的な記録管理ができないのであれば、せめて被保険者に一元的に記録を持って貰おうとしたわけです。（プロとしてのせめてもの意地を示したものと理解しています。）

しかし、年金手帳が有名無実であったことは周知の通りです。

④ 社会保険オンラインシステムの整備に伴う記録の訂正

その後、年金実務の重点課題は社会保険オンラインシステムの整備に移ります。これは困難を極め、当初計画の倍の期間を要して1988年に完成します。ただし、オンライン化の過程でそれまでばらばらだった記録の統合は相当進みました。オンラインへの記録の以降にあたっては、社会保険業務センターと社会保険事務所の間で3回、記録の確認作業が行われ原簿との照合が行われていますので、その過程でかなりの記録の訂正が行われているはずです。

いずれにせよ、厚生年金で氏名が正式にキーコードとして位置づけられたのは、1979年から開始されたオンラインシステム化まで待たねばなりません。しかも、読みかたの届け出が義務づけられのは、基礎年金番号導入直前の平成7年でした。

⑤ 基礎年金番号の導入

オンライン化に完了で、社会保険庁はいよいよ基礎年金番号の導入にとりかかります。当時、ドイツでは、すでに統一的な年金番号が整備され、被保険者に年金見込額のお知らせを始めていました。年金見込額を計算するためには、年金番号が一元化され、一元化された番号の下に過去の加入記録が統合されている必要があります。こうしたことも含め、情報化時代に相応しい年金サービスを行おうと言うことで、1993年「社会保険事業将来構想」です。ここで、初めて年金番号の一本化が謳われ、内部的には、「基礎年金番号設定における基本計画」が庁議決定されます。

ところが、基礎年金番号が実際にスタートしたのは1997年で、しかもこれは、その時点で加入している年金制度の被保険者番号を一生変えずに使うというものに過ぎず、過去の加入記録の統合はその後の作業として残されます。逆に、それだけのものではなぜ庁議決定からすぐにできなかったかということになりますが、その最大の要因は旧自治省の反対だったと思います。当時、自治省は住基ネットの前段階のものを

考えており、もし基礎年金番号ができてしまうと住基ネット不要論を引き起こす危険性があるものと考えられます。国民総背番号制への反発が、間接的に基礎年金番号の導入を送らせたとも言えるでしょう。

基礎年金番号について、もう一つ不幸だったのは、過去記録の統合作業を社会保険業務センターで一元的に行うことにしたことでした。これは常識的にはちがひづらいことです。確かに、1億人に基礎年金番号を付番して送付するまでは、業務センターがやる方が効率的ですが、記録の統合作業は、オンライン化されているのですから、どこで作業しても同じです。実際、基礎年金番号を送付したところ、1200万人から、記録が漏れているという返答がありましたが、その処理に10年かかり、しかもその間に住所が変わったりして、実際に統合できたのは900万件に減ってしまいました。これを社会保険事務所ですべてやっていたら、1年で処理することができたのではないでしょう。

⑥ 国民年金の納付記録の消失

国民年金の納付記録消失問題は、特例納付の場合と通常の納付と場合とでは構造が違うように思われます。ここでは通常の納付について述べます。

2002年に地方事務完成度が廃止され、社会保険庁が直接保険料徴収を行うまでは、国民年金の保険料は事実上市町村が徴収していました。国民年金は、国が保険者ですから、国が保険料を徴収することが自然ですが、そうすると膨大な人員を必要とするため、市町村を使うことになったのです。しかし、国庫金である国民年金の保険料は、財政法により国しか扱うことができないので、印紙納付制度が採用されていました。これは、国が市町村に印紙を売り、市町村が被保険者に印紙を売りさばくことで、国民から納付される保険料を国庫金で無くすというのですが、この仕組みの下では、膨大な進捗漏れが生じていました。なぜなら、被保険者が保険料を納付しても、その時点では社会保険庁には一切情報が入って来ないからです。常識的に考えて、ミスが生じない方がおかしいと思います。

しかも、大変馬鹿げたことに、財政法の規定というのは絶対的なものでなく、法律を改正すれば足りることでした。実際、日本年金機構でも保険料を徴収できることができるようになるのですから。似たようなことは、年金の時効特例法でも行われていました。

私は、
作業は完了することでは
できませんでしたが、当時、感じたことをまとめました。一部は具体的資料が亡く、仮説な
いし個人的見解に属するものも含まれていますが、これで任務の終了報告に代えさせて貰
います。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(回答)

名案はありません。

しかし、相当なコストがかかってもできることは全てやるべきだと思います。なぜなら、公的年金制度は国民の信頼によって成り立っているからです。特に、社会保険方式の年金制度にはこれが当てはまります。(記録問題に国民がこれだけ関心を持ったことは、抽象的な論争を超えて、日本では社会保険方式が国民性にマッチしていることを証明したことになったと思います。)

私の年期であったなら、記録回復にコストをかけるよりも、疑わしきは支給するという効率性を重視した選択もありますが、公的年金では公正の確保が第一になります。それに、多大なコストといっても、100年、200年続ける、続くことからすれば大したことはありません。

そのような努力を払いつつ、国民自身に記録確認への協力を求めることが必要になります。社会保険は、一種の附合契約とも言え、国民にも自らの権利は自ら守るという行動が前提となります。質問1にお答えしたように、記録問題は様々な要因がからみあった複雑な問題であり、どこかに責任を集中させることに馴染みません。最近、

(質問3) あなたが在籍していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(回答)

5000万件の記録については、公表されてから知りました(平成19年2月?)。しかし、基礎年金番号への過去記録の統合作業が順調にいったいないことは、一般常識として知っていました。

私は、その時から、年金手帳が、職場や制度が変わっても持ち歩いて貰うという目的通りに使われず、往々にして、事業主から被保険者本人渡されずしてないで、職場が変わるたびに再発行されているという話を聞いていました。したがって、記録問題は容易ではないうことをうすうす意識していました。このため、

この考えは、当時の社会保険庁長官と一致し、それが「社会保険事業将来構想」につながったものと理解しています。

なお、年金局在籍時に、国民年金の特例納付が行われました。様々な理由から未納者が多く、救済措置が必要だったからです。その際に夫婦の場合、どちらか片方だけが保険料を払っている人もいたという話も聞きました。したがって、夫婦のどちらかが保険料を払っていれば、その配偶者も納付していたとみなすことには慎重であるべきだと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(回答)

事実を知ったときには、すでに政治問題化しており、直感的には、もう手が付けられないと思いました。こあり、実は、入庁3年目に行う社会保険の法令に関する研修(社会保険マンにとっては最も基本的な研修)の未受講者が多数いることが判明したため、計画的に解消することに努力を傾注していましたので、特段の対応はしていません。その後、仕事として、年金記録問題がなぜ生じたのかの解明にあたりました。

すでに述べたように、現在の基準で過去を断罪することは慎むべきですが、記録問題の経緯を辿るにつけても、もっと国民に不安を与えない方法はなかったものかと思います。例えば、バラバラに存在していた記録は3億件あったものが5000万件まで縮まったことは基礎年金番号導入の成果です。また、手元に資料がないので数字はあいまいですが、サンプル調査によれば、5000万件うち半分は加入期間が1年未満、国民年金にいだっては加入期間がゼロが2割ほどあったように記憶しています。これは、国民年金が適用されても保険料納付がなかったためと考えられますが、これらの記録が年金に結びつくことはないので、なお、死んだ人の記録が多いという説明がなされたようですが、もし老齢年金に結びつく記録があれば、その方が亡くなっても遺族年金に反映されることもあるので、適当な説明とは思われません。

最後に、私自身の責任の問題について述べておきたいと思います。私は、職務として年金記録の管理に携わることはありませんでした。しかし、民間の会社で言えば役員に相当する指定職をさせていただいたので、所属する組織が起こした問題について道義的責任を負うべきものと考えております。では何をするのかというと、記録回復のためにボランティア的に活動をしている方もいらっしゃると思いますが、私の場合は、事実関係をより正確に伝えていくことではないかと思います。しかし、業務上知り得た情報を安易に公表することは許されませんので、なかなか難しい面もあります。

いずれにしても、我が国の年金制度は、財政的には健全性が非常に高く、国際的に誇れます(100年安心が80年に縮まったとしても、そこまで長期の安定が見通せる制度はそうありません。大胆な改革を行ったスウェーデンでも、検証できる期間は40年程度です。)、事務処理のまずさから信頼性が大きく揺らいでしまったのが現状ではないでしょうか。国民の信頼を回復するための妙案はありませんが、少なくとも事務処理システムの設計と運用にもっと人材と資金を投入すべきです。事務処理システムへの資源投入が少ないことは、国際的に見ても明らかです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	何の肉をとり、私の退職にまつて
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務局長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 現在の方針を確実に進める。

② 国民に対する信頼をとり戻すため、教育・広報を積極的に行う。

③ 与野党共に同じ方針を一本化して対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今のようは問題には知りませんでした。年金番号を
作って記録を一元化するのには必要だと思ってた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 基礎年金番号の統一が必要だと考えてた。

② 今の問題があることを知らなかった。反省点

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(抽象的な回答を恐縮ですが)国民の生活の回復に向けて全力で取り組む努力を継続して行うとともに、策を講じて、さらに良い方策があれば、それを実行するべきであると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は年金記録問題が社会問題になる以前に社会保険庁に在籍したことはない。(在籍前は、この問題と関係するところと通なごであったが、あると認める。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が在籍した時点では既に検証委員会が設置され、検証が行われて報告が出された時期であり、被害に与った。(私が在籍した時点では、ほとんどが被害の同僚は大きな被害を被っていた。)
国民の信頼を損なうことが最大の反省点であると考え。

ご協力、ありがとうございました。

① 調査票

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ① ① 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

② 調査票

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

特段ございません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各種の突き合わせ等の作業は、真実の解明への限界や費用の観点もあることから、現在取り組んでいる一定以上の努力を尽くした後は、年金記録をいつでも容易に本人が確認できる仕組みを周知するとともに、本人の申し立てに対して証拠が不完全でも一定の割り切りの下で記録訂正を行うことが重要と考えます。

回答票④

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金記録問題の存在を知り、国民に対して誠に申し訳のない重大な事態であると認識したのは、平成19年に想像を超える様々な事実が明らかになってからです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成19年に年金記録問題が明らかになり、組織全体として、日夜、問題の把握や説明、対応策の検討、実施に取り組まれました。

年金記録問題が生じた原因は、長年の社会保険庁の組織管理、業務管理の問題の積み重なりです。その根本的な原因は、業務実施組織にばざわしい人事管理ととりわけ業務に精通しかつ能力も高い幹部の育成、幹部登用を行うてこなかったことにあり、最大の反省点であると考えています。

また、問題が明確になって以降の社会保険庁の対応については、問題の大きさに対して、人材の質・量が不足し、対応が追いつかなかったことが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、年金記録の正確な内容に年金記録情報にないものが、あるという問題。存在を知った時期は覚えていません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、[redacted] 年金記録問題
年金記録は、年金記録の正確な内容に年金記録情報にないものが、あるという問題。存在を知った時期は覚えていません。
現時点でも、年金記録の正確な内容に年金記録情報にないものが、あるという問題。存在を知った時期は覚えていません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に付加給付のこと。ありません。

※質問者氏名

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〆 熊取に気づいており、付加年金のこと
を知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在任当時、標準報酬増減調査及訂正事業を担当していたが、この事業については既に公表されている。
また、年金記録問題の関係領域として保険料の延滞金の不適正処理事業があるが、調査結果は公表されている。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本的には、社会保険庁が示した年金記録問題の解決に向けた対応策を日本年金機構においてもしっかりと引き継ぎ、過去の記録の照合、受給者や被保険者への記録内容の周知と確認等により、優先順位もつけて地道に記録の修正に向けた作業を行って行くほかにはないと思われ。厚生労働省においては、年金業務を担う年金局が中心となつて責任を持って作業の進捗を管理していくことが必要である。

また、過去の記録の回復だけでなく、今後同様の事態が起きないよう、日本年金機構においては本部から現場まで一貫した組織管理、職員の意識の保持、システムに対する高度な知識が必要であり、これを厚生労働省として支援し、監督していくことが必要であると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、年金制度に対する国民の信頼を損なうものであり、何としても解決しなければならぬ問題として認識していた。同時に、過去何十年にもわたる問題が構造的な積弊であったものとして解決には根本的な努力を要し、この原因を作りだした厚生労働省、社会保障庁の職員としての責任を遂に、今後も背負い続けていく問題であるとして認識していた。この中で、基礎年金と老齢年金の約5千万件の存在は、民営化の準備的調査の結果、~~約~~が明らかになったことを契機に知り、特に生活している年金受給者の方にも多数いることを知り、これは深刻な問題であると考えた。標準報酬月額等勘定訂正問題については、年金記録存在記帳三有受給者のあせん事案に於いて平成19年8月以降事例が見られはじめ、年々増加し事例が複雑化したことから問題のなかりを感じ、年明けから新聞報道や国会での問題指摘によりしかり対応しなければならぬ、と思ったが不適正な処理がある個々の調査が必要であり、担当者が必要の事案と見られ、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

標準報酬月額等勘定訂正事案については、不適正な処理が相次ぎ、訂正に要するコストが大きいと感じ、短い期間で事案に対して関係者の調査など可能な限りの調査を進め、担当にない事案も多く、業務等も残っており、限界があった。また社会保障庁全体の年金記録問題への人的資源の投入の優先順位から、この問題への対応は低順位にならざるを得なかったが、後、コンピュータの年金記録抽出等が可能になり進んだことはよかった。しかしながら、解決に向けた努力は相応なものが必要である。年金記録問題は本庁が社会保障庁所管の組織全体に対するマネジメントの不足、一体感の欠如が原因として考えられたと見られる。この根拠としては平成19年度地方事務官制度が廃止されるまで本庁と現場の異組織(関係府、関係年金)とが別々での連携となっており、本庁も現場の組織の管理に対する意識が薄かったように思われる。ある時期より地方事務官制度の廃止に伴い人の協力をしていたが、それが原因として現場へのマネジメントの意識が薄くなったのではないかと思われる。この結果、本庁は現場の業務を知らず、ルールも示す現場任せになり、不適正な業務処理がまん延したと見られる。この点も反省点として

厚生労働省、年金機構は責任を、ご協力、ありがとうございました。
持った業務処理を行う必要がある。

質問書

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題については精力的な検討と取組が重ねられてきたと承知しており、これまでの蓄積を踏まえ、着実に取組を進めていくことが適切と考えます。

【参考】

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中にこの問題が明らかとなり、問題の所在を知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の解決に向けた取組を行いました。

長年にわたる地方事務官制度の存続、年金実務執行に係る組織・人事体制等多岐にわたる複合的な要因がこの問題の根底にあると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ 1. 厚生労働省 ☐ 2. その他の府省 ☐ 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☐ a. 本府省審議官級以上 ☒ b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ☐ c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ☐ d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民に状況を適確にお知らせしながら
未統合記録の解明に取り組んでいくことを目指す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金への国民の信頼を失わせた
重大な問題だと感じました。

社会保険庁に在籍する以前より新聞報道等で
この問題を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金を担っているため国の責任としてお答えするのは
ありませんが、問題の存在を国民に明らかにして
取り組んでいくというところが不足していると感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ① 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問1〉年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

〈質問2〉現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

システムで対応できるものはできるだけシステム化し、
パソコン等での対応は、各種相談、記録の整合などの
作業を兼任して行っていくか、と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変な問題であると思いましたが、後に明らかになったような深刻な問題であるという認識はありませんでした。時期は記憶にありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題について対応はしていません。本件については、記録の適正な管理という年金制度の根幹に関わる事柄について組織としての認識の不足、取扱い意識、ガバナンスの欠如等長年により積み重なった問題である。現場の問題について、地方議員の側から何かないかと考えている。こうした背景下的問題に対応が組織として行なわなかったことが反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ③ 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでに報道されているもの以外で、承知しているものは、

年金記録問題について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在までに様々な方策で取り組んでおり、これを地道に続けることにより対応は、以外、考えはない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時に、政管健保(厚生年金)の被保険者の適用について、適用事業所が事業を継続しているにもかかわらず、事業を止めたとして全喪属を扱っているケースがあるのではないかという問題の指摘があったことを記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

詳細については記憶していないが、地方事務局に対して全喪属処理にあたって十分な確認を行うよう指示をしたり、また、未適用事業所と減額するための取組み(雇用保険の適用事業所データと社会保険の適用事業所のデータの突き合わせによる未適用事業所の把握、社会保険労務士に依頼して適用を勧奨するための取組み等)を進めていたので、これを進めていくことが対応できるのではないかと考えていた。

地方事務局の取組み状況について、保険料納付率を主たる評価基準として評価していたように記憶しているが、これに加えて、被保険者数や適用事業所数の動向等多面的な指標をもとに、評価し、その取組みの動向を把握することが必要ではなかったかと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ① 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

知りません

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

直接携わっていないので詳しいことはわかりませんが、記録回復
 作業は膨大な作業が必要であることから、まず受給者に対しては
 最優先で行うべきであろうと、それ以外の者については
 裁定時にしっかりと確認する。本人の記憶と異なる場合には
 その段階でしっかりとチェックする。現実的、段階的に
 進める（かな）ように思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

医療保険課に所属していたので、年金記録問題を認識してはいなかった。
 但し、報酬も低く政令されたことについて、機嫌改善から訴訟や起訴されたため、事務所の関心は明確にはわかっていなかったが、そのようなところにあることは認識していた。
 記録問題が幅広く存在することを知られたのは、国会等で取り上げられてからであった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

訴訟では、現地の社会保険事務所の関心もなかったが、何らかの認識させたい。その時点では確認できなかった。
 詳しい知識がない自分としては、明確なことは言えないが、当時も、直轄、年金記録の問題に携わっている職員から、幹部にきちんと問題点を上げて判断を仰げば、もっと早く適切な対策に着手できたと思う。そういう意味で、旧社会保険庁の「悪いことは、ごまかすだけ伏せて、上司に報告しない」という体質と関連が深いと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問1について)

これまで世間一般に知られていない問題で、私が知っている問題は、ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問2について)

現時点で年金記録問題の解決に向けてとるべき方策については、既に着手され、鋭意進められていると認識しており、追加的方策について考えつくものはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問3について)

社会保険庁に在籍していたときは、医療保険の担当であり、年金記録問題については承知していませんでした。問題を知ったのは、この問題が公になったときです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問4について)

社会保険庁に在籍していた時点では、対応すべき部署ではなく、自分が所管する年金記録問題以外の山積する諸課題に鋭意取り組んでいました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

予算と人員を重点的に投入していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民の皆様への信頼を回復していくために、最優先で取り組むべき問題であると認識していました。
新聞等の報道でとりあげられるようになったときに知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談窓口の増設など、他の職員と協力して最優先で取り組みました。

相談窓口で対応できる専門知識を有する職員の養成という面では必ずしも十分でなかったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 本府省審議官級以上 ② 本府省課長・室長・企画官級以上 ③ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ともに、日本の年金を請求する窓口は外国の年金実施庁になるという業務が新たに発生します。そのために、どのような情報を交換し、どのような連絡体制を設けるかということについて協定を締結するといった業務でした。

社会保険庁に在籍はしていましたが、在籍当時は、年金記録についての関わりはなく、これまで世間一般に知られていない問題は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに起きてしまった年金記録問題の解決に向けては、新たな、よい知恵は思い浮かびません。

今後、新たな記録問題が発生しないようにするという観点から、少々申し述べます。皆がそうだとまでは言えませんが、年金手帳は表紙が厚紙でいかにも大事そうに見えますので、きちんとしまっておこうと考えます。しかし、基礎年金番号の通知書も住基番号の通知書も、普通の紙1枚でした。どこにいったのかすぐにはわかりません。その意味からも、年金手帳は、大変よいと思います。

また、民間の生保や損保の手続きでは、かつては、外交員がほとんど埋めてくれて、判子だけ押せばよいということが普通だったと思いますが、最近は、本人が確実にしなければなりませんし、契約内容の確認書も時々送られてくるというように変化しています。そういう意味で、特別便や定期便といったことも、時宜にかなっているように思います。さらに言えば、厚生年金では、事業主が届出や保険料納付などを行っています。本人による確認はなされていません。民間の保険と比較すると、時代遅れのように感じます。国税の年末調整は、昔から本人が提出した、被扶養者や生命保険加入の情報に基づいて行われています。今後、年金記録問題が起こらないようにするためには、事業所等の負担が大きいかもしれませんが本人のかかわりを、もっと求めることが必要ではないでしょうか。また、事業主や本人から提出された書類は、保存することも重要だと思いますし、可能ならば、画像データのような形で、全国どこでも、参照できるようにすることがよいと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

外国の年金庁との交渉業務に取り組む中であって、正直申し上げて、記録問題については、在籍中は殆ども認識しておりませんでした。ただ、ちょうど、基礎年金番号が全国民に通知された頃でもありました。私の妻は、結婚前OLの時に転職していたので、年金手帳が二つありました。送られてきた基礎年金番号の通知書には、当時の第3号被保険者としての番号と、結婚直前の厚生年金の番号は、基礎年金番号に統合されていましたが、もう一つ前の会社の番号は記入されていませんでした。昔の年金手帳を探し出して、もう一つ番号があることを記入して返送させました。そのとき、皆がこのようなことはできないだろうから、過去の年金の記録を基礎年金番号に統合するのは、長期間を要する大変な業務であろうなと思ったことは、よく覚えています。宙に浮いた年金記録5000万件が報道されたときは、あり得べきことだと思いました。しかし、保険料を納付した記録がないケースがあること、コンピューター入力されたものが相当誤っていることや入力されてもいない記録があることなどは、その後の報道を通じて知りました。標準報酬の改ざんに至っては想像を絶します。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

約10年前の在籍時には、特段の対応はしていません。反省点としては、(質問2)に述べたように本人の関わりをもっと強くするとか、本人による確認をきちんと行う事務体制を築くということが必要だったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

担当でいいのでお願いします。
コツコツ作業を続けていきたいと思います

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

部外にも関わっている、身体的に苦しい状況
からだと思います。
身体的な問題として知ったのは、この問題が12月
号の議論でいわれていたからです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

抱きしめ、経験が7117で、身体的にも苦しい状況
で。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍する
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ① 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一昨年7月頃まで年金記録問題に付き合っていましたので、私が思っている方策は、現在すべて実施されていると思います。早期の解決のためには、ヒト・モノ・カネを投入する以外にはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が生じたため、その担当管理官と直接
打ち合わせを行い、対応しました。

また、これ以前に社会保険庁に在籍していた
ころもあり、国庫行院や組織改革に伴い、
年金の事務に関わり、その中で年金の
記録が正確でない場合も一部にはあり、年金の
裁定の際に訂正が行われていたことを認識
していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

担当管理官と直接打ち合わせ、対応の徹底を促す
様々な対策に取り組んできました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存してありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このような問題を生じさせた責任を認めて、まずは一件一件正しい記録を回復させる努力に全力を振り絞ることが必要と考える。そのためには、様々な方の意見を広く伺いつつ考えられる方を一つずつ積み上げていくしかないと思う。その意味では、地道な、確実な努力を重ねるべきと考える。一方で、よく言われる「一括補償」については、政府側ではまずは前述の、取り得る方策をコツコツと積み上げていき、様々な方策を講じた後に(大変不幸なことだが)仮に判明した記録をカバーしているのなら、その時に改めて国民の判断を伺うながら、その先のやるべき方策を考えていくべきではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、
には、全く知らなかったし、想像もしていなかった。
また、問題の存在を知ったのは、国会等において大きな論点となってきたのである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知らなかったとは言え、在籍中に在籍した者として深く反省しているし、国民の皆様には深く謝らなければならないと思っている。その上で、問題の背景としては、①記録の管理については当然適任に行われていたという思い込み(前提)の下に、担当職員は任しておいた。と見ていた在籍者の組織全体の体質。②今後ますます重要となる年金業務を担っている以上、方という組織は総なげにしなければならないという組織への責任感。③②の責任感を基とした、お客様第一ではなく、組織内の平穏を第一とした気持があらわれ、それを改められなかったことは、自分にとって大変取返しにくいことと思う。新しい年金機構においては、このような方の体質を一掃し、トップ幹部と構成員、本質とエッセンスとなり、お客様回復に向けた緊張感ある姿勢を築き直し、自分としても、それを担う覚悟を決めている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金相談、年金裁定時の調査の充実。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度が分立していることから、記録も統合されて
いない。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 基礎年金番号制度の導入
- ・ 記録統合への国民に対する広報

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政の側においては、人手とお金をかけることが必要。
国民の側でも自分で容易に確認できる体制の確保。
(インターネットでの確認をしやすいこと、相談体制)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたのはかなり前で、また、短期間で
なつたので、年金記録問題の存在を知りませんでした。
存在を知ったのはマスコミで報道されてからです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしてましたが。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保の体制が反省点としてあると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ☒ b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

証拠がなくても、申請者の記憶で言い渡す年金支給額、
 下へ虚偽申告があれば刑罰を科す方向で、大幅に基準を
 緩和する方向にしたいと思っております。

今後の国民年金の保険料方式を維持したまま
 納付率を大幅に改善することは極めて困難なため、
 数々の経過期間が必要だとしても、基礎年金は
 給付方式化する必要があると思っております。

(この子子だと、将来大量に無年金者、低年金者が出
 現し、生活保護費が増大すると危惧しております)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時、問題の存在を全く知りませんでした。
存在を知ったのは、社保庁を離れてから、
各種報道を見た 2007年頃だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の存在を知ったのは、社保庁を離れてからでその頃
対応の対応はしていません。

制度を作った後、そこからうまく機能しているか
という点の検証も、必要に依っての修正といった
しくみも必要だったと思います。

(記録問題については、票細平章所への厚生年金適用、
国民年金の20年間の適用、納付率の問題も、
同様だと思います。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで世間一般に知られていない問題は知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている年金記録問題への取組を引き続き着実に進めることが重要と考えます。

一方で、今後、新たな問題というおこらないよう、初めて年金の加入者となる20歳到達時点、年金受給開始時には、年金記録の管理の重要性、年金制度のしくみについて、十分なPR等を行うことも重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は社会保険庁に在籍していたとき、年金記録問題を
導入しました。
その結果、加入した制度ごとに管理されていた年金記録を
通算して確認することができるようになり、同一の加入期間
が二つの制度に重複記録されていたり、就業記録が重複して
加算されていたりする期間が未加入となっていたり
という事例があることを知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
したか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

質問3で述べた問題については、社会保険庁として業務上
の対応を行ったり、年金法の改正により資格変更の届出の
特例を設けたりして、解消するよう努力が行われていた。
つまり、私というよりは、社会保険庁、年金局、厚生労働省として
対応がなされたということです。
現時点でみた場合、上記の努力・対応は、将来に向
けて継続的に行うという性格が強いと思います。
現在行われている仕組みの定期便が当時の仕組みで
いけば事態の改善が図られたのではないかと
考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し訳ありませんが、現在行われているものより良い考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞等で報道されるまでは知りませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新聞等で報道されるまでは知りませんでしたので、特段ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生労働省の年金記録問題について、
年金記録問題について、
年金記録問題について、

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けて、
年金記録問題の解決に向けて、
年金記録問題の解決に向けて、

で答えてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成11～12年 年金記録問題が地方自治体で発生
年金記録問題の発生が、年金記録問題
は、記録がとれていない。

記録は、年金記録問題の発生から年金記録問題(国)
に、年金記録問題の発生から年金記録問題(国)
年金記録問題の発生から年金記録問題(国)からです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⑥ 本府省課長・室長・企画官級以上 o. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、マスコミ等で報じられていて、一般的な問題以外には知りません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成12年4月から平成15年3月まで在籍していましたが、当時は国民年金業務で国(社会保険事務局)に初管され、市町村には、国民年金番号被保険者に関する資格の調査・変更の経理受託業務と納付額算定・繰上連携業務が委託されているため、収納率、低下を防ぐため、市町村との調整に苦慮していた時でした。
この質問の問題の存在については、在職中は、未納金、未記録等があるとは、全く承知していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で、在籍した短期間のあいだ知識と世間一般として考えらることは、
① 裁量課主義(申請主義)により、国民の大切な年金記録の正確な作成、保管・管理することが、都度欠かされていた。
② 職員団体による人員削減、業務限化、中央集権化等を理由とし、事前協議の不履行により、業務がスムーズに進まず、かつ、等々
反省点として挙げる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⑥ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長寿厚生労働大臣の考えに基づき実施

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、年金記録問題は特に認識して
いなく、そのような問題を知ったのは、退職後
です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の回答通り。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ① 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時の役職が、そうだったことが原因で年金記録がなかった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

少々の時間がかかっても、間違のないよう慎重に行う必要が大きい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問ノルと同じ。なお、問題の存在を初めて、国会での議論やテレビ等マスコミ報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問ノルと同じ。なお、反省点として考えられるのは、公的年金は請求主義であり、請求が止まった時点で確認するようという認識がなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道以上の事はお知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間で記録のチェックを行う必要があることから、十分な体制を確保して取り組むべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍していたのは、地方事務官から国家公務員
になった年で、保険料の徴収事務を社会保険
事務所が直接行うことになった事による混乱の
最中であり、保険料の低下防止に奔走していた。
問題の存在を知ったのはマスコミ報道による。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙から電子媒体に移行する時の準備
が不十分であったと痛めた事がある。
今回は同じ搬を踏まえて十分の準備を
行う必要があると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省委託官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ④ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・全員の記録をチェックすることだが、費用対効果も併せて検討すべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・国民年金について、市町村が実施していた部分があり、この移行に伴い様々な問題が発生したものと認識し、平成15年頃。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・直接の担当ではなかったが、事務上、手続きについて具体的なことは覚えていない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ☒ ⑥ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思い当たることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の業務は、被保険者の年金記録を生涯にわたり正確に管理する必要があるなどの点で困難を伴うものですが、そのような中で制度を適正に運用していくためには、国民の皆様から御協力をいただく環境を醸成する必要があるかと思っています。

そのためには、日々の業務の積み重ねの中で地道に信頼回復に努めることがすべての前提になるものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁職員のコンプライアンス意識や事務処理ルールの整備状況など様々な要因が複合的に絡み合って不適正な事務処理等がなされた問題と認識しておりました。

年金記録問題を自身の職務と関係のあるものとして認識したのは、平成20年7月であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

主として遡及訂正の問題に関して、外形のみでは必ずしも不適正な処理か判断できない部分もあったため、個々の事案の内容を一件ずつ見極めようというスタンスで実態解明作業に専念しました。また全国統一的かつしっかりとした事務処理ルールが重要との認識の下、添付書類の確認ルールの検証・見直しなどに取り組みました。

事務処理の統一化・標準化の重要性については、日本年金機構の業務運営に当たって十分配慮していたのだと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ☒ b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問1〉年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

〈質問2〉現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便等の作業を着実にやっていくことと
 思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録確認等三者委員会によるあせり不安の中で、標準報酬月額等が遡及訂正され、社会保障事務所での当時の事務処理の合理性が疑われるものがあったため、調査の必要性を認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問3)の回答欄記載の遡及記録訂正事実について調査を開始し、報告等を行いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請主義に対し、大幅に職権主義を導入し(夫々加入年度変更は1人)専断する。被保険者の届出の問題

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和48年頃、年金手帳のスタート時点で、総務による氏名変更により記録がつかなくなるケースが多いことなどから、手帳の必要性が議論されていた。
なお、その後においては年金記録については業務でミスの発生が業務でないと考えられている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金手帳は、制度の上でも不十分なものではあったが、それでも意味のあるものと考えていた。結局、基礎年金番号で最終的には解決されるものとは思っていたが、しかし申請手続の問題などが残っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

報道されたような事例で、気になっている 具体的事実も二、三 挙げる。

1. 被保険者の資格を証明し、記録の大切さも知らしめる役割を果たす年金額の大切さについて、これまで審議会答申でも述べられ、当局が周知に努めてきた筈だが、この紛失あるいは重複所持が どうなっているか。被保険者側にも自主努力の責任があるのでは…。
2. 在職老齢年金の受給あるいは増額のために 資格喪失(10-1化)、報酬減額を希望し、実行している(時には 違反し)事例がかなりある。記録を訂正すると 年金返納になるのでは無いが。
3. 国庫の仕度加入者は、保険料の納付を怠ると 資格喪失となる規定があった筈。「知らないうちに 脱退」との報道が 役所や落度のように言われているが、当局や職員は よく説明しているのだろうか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・「解決」は 難しいのではないか。当局は最善の努力を払うべきだが、行政庁として出来ることには 限度がある。
- ・報道機関や 論調からすると、「解決」とは「不満の解消」を言うのかもしれない。完全にこれが できるとは 思えない。
- (理由) 1 被保険者側の思い違いがある。たとえば 国庫料と年金の納付を 国民保険料納付と錯覚している者がいる。
2 厚生年金記録は、事業主の届名に基づいているが、この届名が 真正ではないかも知れない。氏名、年齢を確認し、この届名を 真正の届名と照合するための 報酬届名額の改定など。
- ・「解決」として 適切な 方針公表は すべきでない。
出来ることを地道に 実行し、その努力を知ってもらうことが大切。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者にも 事業主にも 資格記録が 将来の年金給付の基礎となる重要な資料であるとの認識が薄かった。
そのため、資格を証明する被保険者証、年金手帳を重複して取得、保持し、あるいは廃棄する者が多数存在した。こと。
- これは、[REDACTED] に知った。当時は、[REDACTED] 勤務。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 被保険者が自分の資格記録を正確かつ容易に知り得る機構・組織の構築(体制およびシステム)が基盤となるので、そのため オンライン・システムの進捗に努めた。
- 反省点としては、記録に投入する資源量(予算と人員)が決定的に不足していたが、査定当局の理解も得られなかった。し、国策全体(単年度予算裁減、定額削減)からも困難だった。社保庁内制では、記録問題は一部の部署の認識に止まり、組織全体の問題意識は希薄だった。これは、地方事務官問題が最大かつ決定的な影響を及ぼしたと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻大臣の指摘を踏まえ、現役世代の皆さんに精一杯元金増え、年金としない、と考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

前任12から年末までは、市の組織
改革 [redacted] に追われ、年明けか
らは OECD における [redacted] 社会保障大臣会合にのけり
準備は没頭しており、年金記録問題については、
全く認識がありませんでした。
問題の存在を知ったのは、5月19日云々とマスコミに
報じられたのが最初です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この数年来 マスコミ報道を知ったところから、どう対
応するかを多岐にわたって知り、年金特別便り
社会保障庁からの連絡、誠実に回答するのみです。
このような大きな問題があることに全く気が付かずに
は何も知らず、これに反省点です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、厚生省在職中、医療保険の業務には長い間従事しましたが、年金保険については、企業年金に1年だけ従事し、年金記録の企画や現業業務に従事したことはありません。従って、残念ながらご質問にお答えできる知識経験がありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民にとって不利益なものは是正すべきと思いますが、一方で年金不信の風潮があることは好ましくないと考えられます。国民に向けて、年金制度の理解を深めるような施策を講じて頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には、年金記録問題が大きく取り上げられた記憶はありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年2月頃、国会予算委員会でのマスコミ
取組等を通じ、社会福祉庁への信頼の回復
に努め、府下問題でもあり、迅速に解決
に努む

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

(石有馬)

① 取組の質 (管理も含め、年金者の生活にどう関与しているのか確認して頂く) 参考
② 制度改訂の目玉 (年金制度が熟考を要しているところがある) 通知

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に処理していくしかないと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題については、認知の認識はなかった。
数年前に新聞等の報道によって
知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。
申請を義務という仕組みが背景にある
と思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している事をスピードアップすれば良いと
存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1)会審議の際、[redacted]
それを見ていたみたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の "[redacted]" での対応を見ていた
みたい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マイナミ等を通じて普及啓発と年金通知を繰り返し実施することが重要ではないかと思ひます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一えいししていくことにより、適切な把握がとれるようになっていた。問題があることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて、適正なものとなっていくものと考えていました。その点のアプリケーションが十分であったかどうかという問題が残ると思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☐ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ☐ d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ☐ e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問3, 4 に関連して述べました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険業務を離れて以降は、
あり。私も退職後、
憶、判断力も衰えていると自覚していますので、
特段申し上げることはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 昭和30年代初期に、過去の厚生年金の記録の整理を行い、その後、厚生年金の記録の整理と承知している。(年金部長室等)
- ② [redacted] 総務課
機械化準備室で、厚生年金の記録のコンピュータ記録入替作業を言っていることと承知している。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① ① 国民年金の事務は市町村に任されているが、困難を伴うことが多くと推測している。
現状及び今後の見通しに基き、対応を承知しているが、意見の述べようがない。
② 年金の記録と関係する業務課は、高松市にあり、業務課長に任せておくことと、悔まれる。
- ② 総務課機械化準備室と年金部業務課の業務の連絡調整を図ろうと、共同で検討を始めたが、双方のコンピュータは(業務課は日立、総務課は富士通)断念した上に、未練があった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の完全な解明は難しいのではないか。
 これ以上は無理というところまでやったうえで、
 社会保障番号の早期導入など 将来に向けて
 きちんとした体制づくりに全力を注ぐのが
 いいのではないかと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在仕中 年金業務の適正な処理のための業務
執行体制の強化が必要という認識はあったが
年金記録に今いわれているような大きな問題
があるということはいったことはなく、問題の認
識は全くなかった

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、いろいろな要素要因が複雑に
からみ、長い間に重なり合っており、
あろう。取組の意識、組織の運営にも一因
があったとすれば、遺憾であり、当然改めな
ければならない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実現可能な方策を着実に実施していく以外ない
と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年金記録問題」と呼ぶべき問題が存在していることを認識していなかったし、職場で議論や検討の対象となることもなかった。国会等で取り上げられ社会問題化して初めて知ることになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人事や職場環境の開鎖性が長期にわたって続いたところに基本的な問題があったのではないか、と考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所屬	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者、被保険者の記録に統合する記録の確立。一人一着の徹底。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の番号による管理のため、被保険者記録に統合
されておらず、救済の迅速化、被保険者サービスの向上
が図れない。
基礎年金番号の導入の議論の前後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入。
基礎年金番号導入の趣旨が徹底されなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① - 年金記録問題の発生は、その人の年金番号は生涯変わりないものであること。

② 年金記録問題を発生させる要因は、年金記録の発生と前記の入力ミスと関係があるため、年金記録の発生を防止する必要がある。 (今のコンピュータは、年金記録の発生を防止する機能がある)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給者に高齢者に備え、新作業がオンライン化を進められ、
 どのようになるかの共通認識のもとで、
 〇〇さんとしては、実作業(頂く取組)の理解、了承
 を得べく盡力いたしました。その後このような問題が起るとは
 思いませんでした。
 未納については、保険料の特例支払を納付するとは、手は
 おつくりかと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 質問③で述べた問題には、国民総番号反対という
 反対が強くあったように思います。
- ② 国民皆保険が実現して、さらに国民皆年金では
 事務体制が追いつけなかった面があります。
- ③ 国民年金も国民皆の徴収が~~必要~~^{必要}と、その資金は、再分配
 の強化に依拠するという根深い反対運動があり、現行の制度
 は、その対応に追いつけなかった面があります。
- ④ 責任交渉という~~提議~~^{提議}が、(新制度の導入やその後の見直し)
 制度の導入が、政治的力に支えられていた面があります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 XXXXXXXXXX c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「なし」

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 過去の不明な期間等については、^{記録の保存期間} 時期を限定して ある程度一時的に等々の立法措置を施行して
とらる

(2) 関係職員の不仲間人等、教育の充実が必要である

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金前に認識していたと[REDACTED]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度的対応(基本給に付加した時給と援用など)で
可能なものについては対応して、
国庫公務員の年金制度をめぐり、国民年金共済に切り替わり
組合の反対を強く市移転処理の体制づくりで十分でなかった
ことを反省している

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長く申請主義の下で運営されてきた年金記録の確認には国民の皆様方のご協力が不可欠であり、ある程度時間のかかる地道な作業とならざるを得ない。これまでも行われている、

- 全員に送付される特別便や定期便での確認を再度徹底
- 無回答者への最低1回の電話や訪問調査の実施
- 第三者委員会の弾力的な運用(ただし、フリーライダーを排除する方策の併せての導入)
- 記録改ざん等が明確な記録については早急に原状回復
- 同一人に2つ以上の付番がされているケースの早急な名寄せ等

といった作業を丁寧に着実に実施していくしかないのではないかと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

所管事項説明の際、社会保険業務センターの当面の課題の中で、基礎年金番号が同一人に2つ以上付番されているケースが相当数あり、計画的に名寄せ作業を実施しているが、ホストコンピュータの通常の業務処理の合間を縫っての作業のため、さらに数年を要するとの説明を聞いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を複数持つ人の年金記録が分散している可能性をそのとき初めて知ったが、少なくとも年金裁定時には必要な名寄せが行われるものと理解。ただ、その前の段階でもできるだけ早く番号が統一されることが望ましいのは当然であり、計画通りに名寄せ処理が行われるよう要請したものと記憶。

その後、長期保険の根幹というべき正確な記録管理に問題があったことが明らかになるという年金制度への信頼を大きく損なう事態の発生に対し、社会保険業務に係わったものとして国民の皆様からお詫びしなければならないものと認識。反省点としては、国民の老後を支える大事な年金記録をお預かりしているという意識の徹底が十分図られていなかった点はもとより、途中経過はさておき、受給者も確認の上で行われる年金裁定時の名寄せで最終的には記録が繋がるはず、ということに過度の期待を寄せすぎていたのではないかと。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に存じません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

たいへんご苦労のこととは思いますが、被保険者、受給者の利益確保のため、現在行われている諸方策の一層の推進を期待しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題の発生は、全く予見できませんでした。一昨年来の報道等により、この問題を知り始めました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民生活上の年金の重要性については、つとに強く認識していました。高齢人口の増加、年金受給者の急増傾向にかんがみて、オンライン化は必須のことであり、年金組合などのいろいろな反対運動もありましたが、その実現に精一杯の努力をしたところでした。それだけに、このような年金記録問題の発生は残念ではありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

諸問題は、究明と対策検討が十分に行われていないから、
それらが円滑かつ計画的に実行されること
を期しております。

個人の意見を付加させると膨大な
多様な個人情報に半永久的に管理・保存する業務に
なる。同様の情報を持つ他の公的機関(例えば、住民基本台帳、
総務、福祉、自衛隊運輸免許)との連携、データベース
に留意しながら、システムが必要かどうかは検討中。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中に存在知らぬような年金記録問題があることを認識していた記憶はありません。むしろ、年金記録業務の重要性は認識してまいりましたが、具体的な問題が上ってくるようなことは無かったと記憶にあります。したがって、2年前の問題顕在化によって当惑も認識するようになった次第です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録業務の重要性と大人数は理解しているつもりで、担当部署から要望等を受けて関係人員等の業務支援を行っていたと考えています。今から反省すると、要望等だけではなく自らも業務の実態、問題などを調査、勉強すべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	(本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知ったこと以外は ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細 を 知りませんので、良くわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金番号の付番業務がはじまった頃であり、
ハウハラの記録を一本化するという趣旨で理解して
いました。当時はまた、作業中で、このような
形で問題になるような状況にあるとは思って
いませんでした。

このような状況は退職後の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

詳細を知らないで、どのようなことか言えるか
わかりません。

しかしながら、年金番号を付けることから
このような問題が顕在化したと思いつくので、
当時の作業そのものは意味があったと思いつく。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインへの入力ミスや入力漏れだけでなく、改ざんされた記録などもあることから、①保有する台帳との照合を可能な限り進め、ねんきん定期便等による照会働きかけを繰り返す、②年金記録確認第三者委員会を通じて救済する、などの方策を引き続き講ずることによって、給付に結びつく年金記録の回復を粘り強く図っていくことが必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中には、年金制度成熟に伴う業務量増大の中、迅速正確な年金相談・裁定、効率的事務処理を行うために急がれた基礎年金番号制度の導入に携わった。過去記録整理(給付に結びつく記録の基礎年金番号への統合)は、年金受給者は裁定時に適正になされているはずなので、被保険者について計画的に進めることにより、最終的には裁定時に対応できると思っていた。

平成19年の「5千万件の未統合記録」の報道以降に、年金受給者についても未統合記録があるという問題を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任中は基礎年金番号の導入などに精一杯取り組んだつもりだったが、今にして思えば、取り組みが十分でなかったと反省している。

関係者のご尽力と国民の皆様のご協力で年金記録問題が解決されることを願っている。

本アンケートに關し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の
個人情報^の公開は、いっさいお断りします。 回答票④

~~この用紙は、公表する場合があります。~~

(質問3) あなたが在籍していた(してゐる)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 文書による記録が、戦災等によって焼失したり、水浸しになったものがあり、会社・事業所に照会して再調査したが、完全には把握できていない恐れがあることは聞いていた。
2. 現在 明らかにされているような問題について知ったのは、残念ながら、平成15年頃、有名人の年金納付問題が報道された時からである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 質問3であげた問題については、年金裁定時に勤務経歴に照して再調査することによって補正できると考えていた。
2. 新の退職後に明らかになったことについては、右取時には、認識していなかった。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとお申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなご意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというようには思っておりません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題への取組を開始してから2年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～40年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと（特に名寄せ便）、各種の記録解明作業の更なる推進（旧姓情報や払い出し簿等に基づく確認）、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示（セキュリティー・プライバシーには十分配慮の上で）を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせることで解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となったことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。それから間もない[REDACTED]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、それら対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[REDACTED]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(8)でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。

に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますが、いくつかの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを認知し是正するシステム的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方が買われていなかったことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務遂行についても、不可避的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかったことが指摘できます。社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高い業務を目指す改革等に取り組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行う観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理の迅速な把握と除去を含む業務改・業務改善、とりわけプロジェクト管理の徹底を行い、年金に対する信頼回復につないでいくことが極めて大切な課題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所屬	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 年金受給者への年金支給の根拠となる
① 見付け出し期間
② その期間内の住所地又は勤務先
を知らせること。単に基礎となる期間を知らせても受給者は判断できない。
(2) 受給申請をしない人、その期間を知らずに
子や孫や関係者はどういった事実を承知している
場合が多い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識してゐたからして、それ、それは新
報の後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新報。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点の問題状況等を十分承知していないこともあり、コメントは差し控え守す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題は報告等もなく、全く承知していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で過去のことをみる場合、前提条件等の問題も関係すると思われるのでコメントは差し控えます。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在講じられている方策を引き続き講じていくべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

調査依頼書において例示されている年金記録問題は、在職中
[REDACTED]に明らかになったものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別相談体制の構築など与えられた予算、権限の範囲内で問題の解決に努めた。

記録の誤りは必ず生じることを前提に、正確な記録を被保険者本人に定期的に通知し、早い時点で訂正していく体制(社会保険料控除証明に添付する国民年金の納付状況やねんきん定期便など)の構築が遅れたことと反省点と考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」が※の内容を意味するものならば、いずれにせよ本人の記憶の完全な基に調査するのは難しいと思います。既に何れも年金記録の通知に対する回答を基にしている調査の枠外に属していると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※即ち示された年金記録問題の存在がコンピュータ化されて
いない旧台帳が不利、年金請求時には照合が困難
に陥っていることと説明を受けている。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピュータ化されてはいないが、社会保障庁の記録と旧記録
を見比べると考えられるので、記録帳等々の記憶との
完全な照合と対応が困難な点について、年金請求時の資金調
整とやむを得ないと考えた。また、当時年金請求時の前
件原簿に記録の通知を行うことを検討していたことあり
り、この記録の通知が制約化されれば、年金請求時より
若干の時間的余裕をもつと照合が可能となると考えた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで考えられた方策も着実に実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1 現在年金記録問題とされている事項は、近頃、問題提起されるまで承知していなかった。
- 2 なお、銀業機関での業務の正確、迅速、顧客に対する業務処理の基本的指針であったことは現在まで変わらぬと考えている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1 勤労性を持った士気の高い職場環境が必要であり、そのため、いかなる [] においても []、職務遂行中も踏まえた [] に従事して職場環境の活性化に努めた。
- 2 今後、銀業事務組織として士気の高い職場環境の確立に努めるべきものと考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録回復の救済基準の大幅な緩和
 なら、このような調査をやるなら、今後の参考のため、
 年金記録 常務理事の処理、記録の取扱い
 について、通知で指示した通りの事務処理を
 行っているかどうか、行っていないかどうか
 など実行できなければ、当時の実態を知らず、
 関係者 質してやることは真相の解明に役立
 つのではない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付の裁定請求時に、庁の保有する記録と照合し相違があれば、直すという認識

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時々の記録の管理が正確厳格に行われていたことが年金記録の管理の前段階になるという厳格な姿勢に欠けている点には反省の余地がある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実情を知らないので 提案するとは ~~ありません~~

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前、ある株式会社の清算事務所に勤務して15万人に及ぶ株主名簿を管理した経験から、年金記録の説明を受けたとき、カタカナ方式で日本人を記録識別することに疑問を投げかけた。生年月日と併用するから大丈夫とのことだったが、漢字を使う日本人の名前は、同音異人はあるか、同名異人もありうるのでは、もう少し細心の注意が必要ではなかったのか、悔やまれてなりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便の送付、年金記録確認第三者委員会による
審査と実施、オンライン上の記録と台帳との照合など
既に様々な方策が実施され、また実施が予定されていると
理解しております。これに付け加えるべき新たな有効な
方策は思い浮かびません。これまでの方策を今後とも
全力を挙げて実施していくことだと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、一昨年来、年金記録問題として大きな社会問題化した諸事象については、組織を挙げて取り組むべき大きな課題として認識しておりませんでした。この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられ、マスコミで大きく報道されるに至った一昨年のことではありません。

在籍中は、社会保障庁を挙げて取り組んだオンライン化計画の実施として、過去記録の整理という課題はあったものの、番号管理の取組により、現実的な記録管理とそれに基く年金支給決定への道筋が開かれたものと認識しておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一昨年来、年金記録問題として取り上げられた各種事象について、このような広がりを持った大きな問題として在籍当時認識しなかったことは、不承の至りであり、反省しております。

思い返してみますと、年金記録は過去何十年もわたる記録であり、その当然複雑なケースが多々存在することは在籍当時も認識しておりません。そうしたケースはつきつても、年金裁定請求時に請求者の方々の苦情も十分伺いつつ対応することにより、記録は段階的に整っていったものになっていく、こうした思い込みが私にはあったように思います。

今にして思えば、事業実施庁である社会保障庁にありながら、現場における「適用・作成・給付・記録管理」の業務の掌握把握とそれを踏まえた事業運営という、最も基本的なところの取組みが、私自身、そして組織としても不十分だったと反省しております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所屬	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間では殆ど言及されていないことだが、年金記録問題発生最大の要因は、いわゆる国民総背番号(年金制度内の番号ではない)の設定なしに年金制度をスタートさせたこと(制度設計の欠陥)が、被保険者が複数の年金番号を擁し、戸籍や住民票と異なる生年月日を登録できたりするシステムでは、完全な記録管理は難しい。

それに制度発足後相当期間はコンピュータもない時代であったことも考えないと正確な認識は得られないということ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の現時点での管理(整理)状況は知らないのが、お答えできない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の回答のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(制度論は別として)現業庁としてなすべきことは、受給者が急増する前に、業務のオンライン化を實現してできるだけ記録を整理し、そのうえで不備と思われる記録については、被保険者の協力を得て、受給申請までの間に計画的に補正して行くことだと考えていた。

一方強い反対により、オンライン対応の緊急な実施が妨げられたこと、この導入過程で入力作業に正確さを欠く事例が生じたことが悔やまれる。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に説明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得ての取組み等、引き続き説明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。
- 年金記録の正確性の問題については、電子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。
- 今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。
- いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。
- 平成9年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただき基礎年金番号との統合を行ったが、私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。
- 遡及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。

- 既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていなかったことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁定を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。ただ、裁定の時を待つことなく記録を確認することができるようにすることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。

(この問題についての反省点)

- 年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点で考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと・組織全体の情報共有、意思疎通が十分でなかったこと

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	[REDACTED]
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 [REDACTED] b. 本庁課長・室長・企画官級以上 [REDACTED] c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・<u>国民年金課長</u> d. 地方社会保険事務局次長又は課長 [REDACTED] e. 社会保険事務所長 [REDACTED]

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[REDACTED]

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

終戦前後の古い手書き帳が鏡みにはなつて、マイクロフィルムによって収録する作業をとりかかっています。 [REDACTED]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険審査会の判例がいくつかあったと思うが、本人の給付からは厚生保険料をとり、全税の経費に使ってしまつて社会保険庁には、(保険料が入っていない)ケースが調査の結果明らかになつたものや何件かある気がする。

戦前が来る度に新しーに番号を払出
方のミチをわけて、古い番号を胡ぼ。失事
報用を授けて同一番号に統一して、午何
かお先、事務所（当時長持部から
半年出かせた。半年津島蔵という例
が多く）そのお蔵を焚きよう部
に記録をあるが、[redacted]を例にとり
冬場の半年近く四年に及ぶ無事金
のお蔵がある。更には仕方ある。
この字統付けとわ"と指導し、記録をある
が正確である。お蔵と年金にわかちて
戦とい事務所の定場をわけるのを
いらい [redacted]のお蔵を本人には
わからず無事。

担当者 田中五郎

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくに 承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当然のことながら 現在行われて
いふように、番号記録の照合を中心に
着実に進めていくことが最も大事である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

急増する年金受給者等に対応する裁定
や相談を円滑に実施できるよう
事務処理体制を早急に整備することが
重要課題だった。もちろん、正確な
年金記録の整備はその前提であった。
現在のような年金記録問題を知った
のは最近のことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者等への対応を円滑に
実施できる体制を整備するということ
に努力を傾注したのであるが、
その前提とされていた年金記録が
現在のような状態になったということは
誠に残念なことである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで問題になっている事実以外のものについては、特には知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けて行政の努力については、本庁にお願いしていると思います。現在行っている施策以外の方策は、私としては考えられません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 複数の年金番号の併存や相対数存在する
 ② 国民年金の旧台帳の中で、センターに収録され
 ていない記録の相対数存在すること
 が大きな問題であり、これの解決についての話し合いが
 あり、センターとして一歩の努力はしてまいりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保障者全体の把握として、真実を明らかにし、
 努力する姿勢を示す。深く反省
 してまいります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 国民、特にこれから保険料を払う人々へ、「年金制度は信頼できる」というメッセージを送る点に重点を置きながら記録問題解決に取り組むべき。そのため、①これまでの解決状況と②これからは問題は起きない、ことを特に若年層向けに明らかにすべき。

2 ①については、現在の社会保険庁ホームページの「年金記録問題への対応策の進捗状況」の6の未統合記録の解明の表を逐次新聞掲載するべき。

②については、基礎年金統一後あるいはオンライン化後は、関係者の故意による誤り以外の記録ミスは起こらないこと等を広報し、更に今後は年金特別便を全員に送付して誤りの場合は訂正できるので安心して保険料を払うよう促す広報を行うべき。

3 上記2は広報費を払っても行うべきであり、22年度予算は、この広報費のほか、上記2①の表にある1028万件の開示を創めるための検討に使うべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。知ったのは、この問題が新聞報道されてから。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点として、

- 1 5千万件の問題は、明らかになった原因を、庁として一貫して繰り返し国民に知らせるべきだったのではないか。原因は次のようなものか。①基礎年金番号導入時の複数保持者を統合中であるもの②本人の住所移動不告知等で不明のもの③記録媒体の変更時の誤り。
- 2 関係者の不正は、長年に亘って国税庁等でも起きていると考えられるが、1③と併せ、原因究明をして、今後の対応に資するべき。
- 3 原因は、次の部署の対応の検証が必要か。①業務執行状況を内部監察する地方課(事業所適用状況、都道府県ごとで余りにもバラバラだった事務処理を含む)②地方課及び地方に一人も1種がいなかったことに起因するところもあるとすれば本省及び本庁人事部局③個々の事業所の社会保険適用の不明確さについて、本省の年金、保険及び労働部局④年金記録の不備・不正が顕現すると考えられる相談や不服申立に対応した社会保険審査会、総務省行政監察局等

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務については、度重なる年金・健保制度改正への対応、5人未満事業所への適用拡大、資格の得喪、徴収率の維持向上、受給者の急増(100万人未満から3000万人超へ)、年金相談の増加、スライド改定等発足以来激増する業務と課題との闘いの歴史であったといってもよい面があります。こうした課題に追われる中で、オンライン化の推進や業務課の業務センターへの組織拡充等を図るとともに、毎年職員数の増員に努めたところですが、しかし、定員法の強い制約もあり現場業務量増加に見合った増員を確保できず、また肝腎の年金記録の管理についても業務センターや社会保険事務所任せになってしまって本庁として現場での記録ミス等を最小にするための十分なチェック・検証体制がありませんでした。オンライン化についても多くを外部委託の専門技術者に頼らざるを得ず、自ら高度のシステム専門家なりデータ精度管理の専門家を持っていませんでしたし、7年金制度分立の下でデータ整理に必要な共通番号もありませんでした。その他様々な要因が重なって結果として大量のデータ不備を招来してしまったことは、かつて業務に携わった者として何かできることがなかったかとまことに無念でなりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状況に通じていませんので、的確な解決策は持っていませんが、二つほどご考慮いただければと思います。

- ① 震災による年金記録喪失への対応や32年以前の低報酬の一括再評価による年金給付増の際の先人達の経験と叡智などを想起しての現場の実情を踏まえた政策的、実証的な解決策の工夫。
- ② 諸外国の年金事務に携わる職員数や国税関係職員数等(今や社会保険料の徴収額の方が国税徴収額より多い。また年金事務は毎月徴収というだけでなく新規裁定、給付、スライド改定、相談等多岐にわたる)との比較検討に立っての、あるいは新規裁定者や年金受給者等から要請されているサービスを提供するのに十分な職員が確保されているかといった観点からの適正職員数の確保。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年の年金大改正により20歳以上の全国民共通の基礎年金制度が導入されたが、年金記録については、従前通り各制度毎に別々に管理されており、社会保険庁において番号の異なる記録をつなぐ術はなく、被保険者や受給者へのサービスに大きな支障をきたしていた。このため、各制度共通の基礎年金番号の導入が急務であると考えていました。

しかし、当時[]は基礎年金番号の導入に伴うプライバシー保護の問題や一部省庁の根強い反対論もあり、世論もそう積極的であるとはいえない状況でありました。

基礎年金番号に統合できない宙に浮いた年金記録が5,000万件もあるということは、まことに申し訳ないことながら新聞報道ではじめて知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたばどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入については、早期導入が必要であると考え、反対意見の省庁とも粘り強く折衝を重ね、その同意を得るとともに、実施に際してはプライバシーの保護に最大限配慮しながら、5年程度かけて複数記録を有する者等について年金記録を整理していくという[]

[] また、その円滑な実施を図るためには組織的対応が必要であると考え、業務センターに[]

としました。その後[]により社会保険庁を離れたため、[]からの実施とその後の推移は承知していません。

現時点に立つてみれば、大量事務処理にはコンピュータ処理であっても必ず一定のミスが発生する可能性があるという前提に立って、本庁、業務センター、事務所が一体となって過誤を最小限に抑える方策を政策的、組織的にしっかり採る必要があったのではないかと思います。当時はそういうシステムリスク管理の考え方なり思想がなく、また現場からの問題提起なり報告もない中で、必要な実情把握や対応が欠けていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

7月

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでネット上で多くいふ問題を省美に接近

しかし、紙媒体とオンライン記録の両方について、旧態・範囲等を見直し、必要範囲に合わせる。

特に、1人1人自己責任の範囲を定めて、各府県問題発生も行う必要あり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、指摘されている問題の問題として、

報道等から知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在 すでに取り組んでいる施策の推進。

極めて深刻な混雑現象が発生したが、この
問題について、十分な意思と対策がとれた
点 問題の発生、高層の分組と新築について、冷
静な検討、場合と機会が、しっかりと把握され
ていたことが、残念。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在鋭意対策が進められていることは報道により
承知している。

これを着実に進めていけばよいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長官の所及の厚生労働省に在籍していたが、年金の記録に問題があるとは、身にしみて感じた。近き報道により問題の存在を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高令の進展に伴い増える業務を文書化していく必要があり、限られた人員と予算の中で社会保険庁はよく働いていた。国に行政の調査で国の最先機関の中で(先に挙げられた点)と記憶している(利用者へのサービスで)

今回の問題はまさに驚きであったが、組織として現場の動きに鈍感でいたため、新体制化を怠っていたことが反省点で、この苦い経験を今後に活かしていくことが大事だと思う。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、[redacted] 在籍当時、年金記録に関する業務を所掌せず原則として個別事案に接する立場でなく、「世間一般に知られていない問題」は承知していません。ただし、ややうろ覚えですが、近畿地方の社会保険事務局部内の一職員の家族に係る国民年金保険料納付記録が遡及訂正されたとの案件について [redacted] と記憶しており、その件のその後の公表の有無は承知していません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政権(大臣等の御指示)に従う立場であって、また、当該職務には現に就いていない個人として特段のアイディアがあるものではありません。なお、どのような手法を採るにせよ、過程における情報を発信し、アカウントビリティを高めることは重要であり、これは現に行われていると認識しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に係る件は、運営部において対処する事柄と認識していました。5,000万件を巡る事柄の存在を認知したのは、[redacted] と記憶しています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に関する対応は原則として運営部が担っていました。総務部として可能な助力はした積もりですが、結果的にそれは極めて限られたものにしかありませんでした。過去における問題等については検証委員会報告書等において縷々述べられており、その内容には首肯できることが多いと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません (存じておりません)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後 長期間にわたって年金が支払われていないこともあり、
~~年金記録問題が深刻化している。適切な対応がとれない限り、~~
ません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思いつくことがありません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の実態を正確に把握(2ヶ月以内で、
適切な意見を申し上げ難い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業務に直接関係してはなかったが、
認識がなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題については現在新聞
その他マスコミで取り上げられていますが、
まだ知らない人もいます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決としては、まず過去の
年金記録問題について所管の国交省と関係
諸官を招きこき、当面の対応策、まず
に向けての年金記録問題の根本的な
解決策の案には、全国民を対象とし国民
一人一人に一元的な社会保障番号(年金番号)
を付与する解り易い、政府に於いてき、行政
費と軽減されているか、すやの導入
することにより、~~年金記録問題~~とあると聞かれました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題についてどのような問題か、あるかについて私は私の在籍から5年~4年前のころであり、当分は秋以降も遅くても10月頃まで正確な責任ある答えを与えることができない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

お知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

団塊の世代の退職を直近に^{かえ}い~~き~~、年金の
裁定・支給を迅速に行うため、個人年金記
録を速やかに確定させる必要があると考
えていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

60才到達前のできる限り早い時期に年金
に関する情報を提供すること、被保険者に
対し、標準報酬月額等の記録を直接
通知すること等を庁内で検討していました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 ☐ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☐ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ☐ d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ☐ e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に問題があることを知りませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題のある年金記録については、可能な限り関係資料によるその補正に努め、記録が正しくないことが認定できるものの補正が困難な記録等については、立法措置等による解決を図る以外に解決策はないのではと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に問題のあることを知りませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に問題があることを知りませんでした。
その点、その対応について考えることはありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の取組に誇りを持ち、志気の高昂さ
回っていると思います。

年金記録の異常な状況もあり、また業務の機械化、
合理化の際の問題もあり、合併による大企業であり、
後進性をつける必要はないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「オンラインでは、私の退職金のことであり、承知していません。
旧台帳のマイレジャーへの未収録の件については、明確な
記憶がありません。
旧台帳の記録の件についてお聞きされた後、その都度対応
したものと覚えている。」

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「~~申請~~申請の際、~~申請~~申請時の時点での資格者情報により、
対応できなかったものと考えた。次の段階で、審査官、
審査会に相談して対応の考えた。
年金受給は、単純受給であったが、要領を素人として
慎重に対応を要するものと考えた。」

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ☒ a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳が不透明である、本人の申告での集金が無い等過去の年金記録に問題がある。

そのため、既に実施されているように、社会保険庁にある年金等の記録を本人に照会し、確認作業を地道に行うことが基本だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

勤務先で多くて場合には、給与の事情
(例えば、毎月4日目の偽記載等)により、
同一人確認ができて、年金番号が複数
付与されるという問題。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各自に給与一本の年金番号を
付与するようにし、徹底。

その後、基礎年金番号の下、各自の年金
記録を収斂させる膨大な作業が
計画的に進められていたのが、反省点です。